

きものなりと雖も、杉松の伐期、又は雑木の採取期に入りて着手して差支なしと認め、管之に必ず設定すべき豫定としては、高房澤、花ノ澤、中ノ澤、の注入口をトして架橋し、一部通路の改修を行はゞ、品澤の分岐點迄は、安全に車馬を通し得べく、小黒川に於ても單純なる橋を設計し、林道の改修をなすのは、事業の進捗と共に實行せざるべからざるものなりと確信す、

土地明細書

東置賜郡和田村

大字	字	地番	地目	臺帳面積	實測面積	所有者
上和田上組	稻子	二八四六	山林	二八、八〇〇ノ内	一五六、七七〇一	和田村
同	元宮	二八四六	同	五五、一二〇〇ノ内	六四〇、五七一四	同
同	小黒川	二八四八	同	一三、二二〇〇ノ内	二三五、八八二〇	同
同	南奥山	二八四九	同	四四、〇一〇〇ノ内	一二五、四六二三	同
計					一、一五八、六九二八	

第六章 本村有財産立石林野

明治に至 本村の東南に立石林野あり。地積三拾四町余歩、全野松樹簇生し、眞幹亭々として林

り立石原
野國有林
に編入せ
らる

拂下の機
會來る

願拂下の出

相蕪鬱たり。蓋し該林野は、往昔本村の私有地なりしも、明治維新後國有林に編入せられたる也。故に、本村は目前にかゝる廣大なる林野を有しながら、何時しか誤謬の爲めに、其所有を失ひたるを默視すること能はざりしは當然にして、其復舊の機會を待ちたる也。果然機會は來りぬ。國有林緣故拂下規則之れ也。茲に於てか本村の識者は期せずして心を一にし、其復舊に努め、年を閲すること六、折衝照復を重ねること數十回、委員を派遣すること二回にして、遂に、本村有に販するに至れり。左に之が顛末を記述せんす。

明治四十二年十二月三日、村長白石市五郎、村會の議を経て、不要存置國有林特賣願、及同代金延納願を提出したり。該國有林拂下の理由を、本村立和田高等小學校基本財産に充つる爲とし、且其價格を金八千五百圓、として出願したり。然れども、當時大林區の意見としては、村長の材積計算を以て誤謬ありとなし、隨て其價格も金貳萬貳千圓以上、にあらざれば之が拂下をなし難きを通牒して、其願書を却下するに至れり、當時本村の計算する所によれば、右國有林の實測面積を三拾四町八反九畝一步、とし地上產物は松九千六百九拾六本、材積二萬六千八百拾七尺〇四七、同千三百三拾三本、材積千四百三拾一棚〇二分、と計算したり。而して右拂下代金を五ヶ年賦の延納とし、毎年金壹千七百圓を納付するの希望なりしが、林務當局の受理する所とならず、其所

不受理

期を達すること能はざりき。踰へて大正二年六月、更に秋田大林區に對して同所拂下有無の件を照會せしに、同署は同年八月五日、に至り、左の回答を發して其出願期を豫告したり、

二特整第九七號

大正二年八月五日

秋田大林區署

和田村長宛

客月廿五日付第九號を以て、字立石一番國有林特賣希望の旨御申越出相成候處、右は追て特賣に付すべき者に付、其際出願相成度此段通知候也、

大林區賣
す價を發表

大正三年に至り、同所特賣の件其筋の發表する所となりたるを以て、秋田大林區の豫告に基き、直ちに出願したり、當時出願、及之に關する村會決議事項左の如し。

第九號

不要存置國有林賣拂願

第六百九拾八號

羽前國東置賜郡和田村大字上和田字立石一番國有林

一實測面積三拾四町三反四畝十四歩

一松 八、〇〇〇本 一九、六六二尺〆二七

一松 三、〇五三本

四六五棚五八

一杉 一本

〇尺〆三七

此代金壹萬貳千圓

右は左記事由有之候に付、前記代金を以て賣拂御許可相成度、國有林野法第二號に依り、此段相願候也。

事由

和田村立小學校基本財産に充つる爲め、

大正三年三月廿三日

山形縣東置賜郡和田村長 鏡 善吉

秋田大林區署御中

不要存置國有林特賣願決議

第六百九拾八號

東置賜郡和田村大字上和田字立石一番國有林

一松 八、〇〇〇本 一九、六六二尺〆二七

一松 三、〇五三本 四六五棚五八

右土地立木共、左の條件を以て特賣を受け、土地は本村立小學校基本財産に積み立つるものとす、

一此特賣願代金 壹萬貳千圓
 一特賣代金は、大正三年より大正五年迄三年間、毎年十二月廿五日を期とし、三分の二つ、納付すること、
 一特賣許可の上は、立木を賣拂ひ拂下代金に充て、不足額は在來の基本財産金より繰入、尙不足額は、村税より支出するものとす、
 大正三年三月十日提出
 同日決議

不要存置國有林賣拂代金延納願
 第六百九拾八號

羽前國東置賜郡和田村大字上和田字立石一番國有林
 一實測面積 三拾四町三反四畝拾四步
 一松 八、〇〇〇本 一九、六六二尺^〇二七
 一松 三、〇五三本 四六五棚五八
 一杉 一本 〇尺^〇三九
 此代金壹萬貳千圓
 右は、本村立小學校基本財産に充つる爲、大正三年三月廿三日付、賣拂願出たる代

金納付方、左記の通御許可相成度、明治四十二年勅令第三百十八號に依り此段相願候也、

左記
 一金四千圓 大正三年十二月廿五日納付
 一金四千圓 大正四年十二月廿五日納付
 一金四千圓 大正五年十二月廿五日納付
 大正三年三月廿五日 山形縣東置賜郡和田村長 鏡 善吉

委員秋田に出張す

本願提出の後、日を経るも未だ其筋の許可する所とならず、荏苒徒らに日を経るは、其策を得たるものにあらずとなし、同年四月、委員白石市五郎、助役二宮義孝、を秋田大林區署に派遣し、其筋の内意、及調査内容を徴し、更に其許可を懇請せしめたり。然れども未だ其決定を見ざりしが故に、同年六月十一日、更に書面を發して照會する處ありたり。

不要存置國有林賣拂公告第六百九拾八號
 羽前國東置賜郡和田村大字上和田字立石一番國有林
 一實測面積 三十四町三反四畝十四步

右國有林、土地立木共本年三月廿三日特賣の儀願出、尙本年四月十六日、特賣に關する御内容爲伺度、本村助役二宮義孝外一名出頭せしめたる所、數多ある願書なれば未だ調査未済に付、調査済の上何等通知すべき旨特賣主任官より御申聞有之候趣に候も、未だ何等の御通知なきは未だ調査済に相成らざる儀と思考被致候も、種々手配の都合も有之候間、可相成御取急ぎ被下候様願上候、尙學校基本財産として願出候よりも、國有林野法施行規則第七條四號による縁故拂下願にて御處分上御都合に候は、早速訂正願出可申候へ共、今日に至り遲きに失する儀に御座候哉、何れにも御回報煩はし度、此段及照會候也、

大正三年六月十一日

和田村長 鏡 善吉

秋田大林區署御中

村民今上即位
の大典を
祝して更
に其拂下
を急ぐ

大正三年は、今上登極の大典を行はせられ、吾等國民の記念すべき年なりき。故に當局も、孜々として之が記念事業を勸奨し、其記念の永遠に存続せんことを期せり。本村亦此舉を企圖し、考慮劃策したる結果、幸にも立石林野の拂下申請中なりしかば、速かに其拂下を受け、之に恒久に亘れる記念事業を施設せんとしたり。故に願意にこの旨趣を加ふるは、極めて意義あるのみならず、國有林野法第八條第四號、に依り特別の縁故を披擲するものにして、此場合甚た必要なるべきを考へ、本村會の議を経て、



大正三年六月十一日 秋田大林區署御中



第一之地 野開石立

同年八月十七日、更に上申書を發して拂下の處分を促進せられん事を申請せり。

不要存置國有林賣拂願に付上申

第六百九拾八號

羽前國東置賜郡和田村大字上和田字立石一番國有林

一 實測面積 三拾四町三反四畝十四步

一 松 八、〇〇〇本 一九、六六二尺 \times 二七

一 松 三、〇五三本 四六五棚五八

一 杉 一本 〇尺 \times 三九

右土地立木共大正三年三月廿三日付第九號、を以て國有林野法第八條第二號、により小學校基本財産に充つる目的を以て賣拂願出候處、右は國有林野法第八條第四號、による特別の緣故者として出願するも、許可を得らるべき筋に御座候處、山形縣内務部長よりは大正三年二月廿日付、を以て御大禮記念事業として小學校記念植林經營するの目的を以て、官有地を拂下する場合にありては、官有地特別處分規則第一條第一號、の範圍に屬するものと認め處分可被致云々の通牒の次第も有之候に付、林野法第八條第四號、に依り出願候て萬一證據書類不備等の爲不許可の御處分に相成候ては遺憾の至りに付、小學校基本財産として拂受け、御大禮記念植林經營致度、

本村會の決議に基き、國有林野法施行規則第七條の九、の制限を遵奉の覺悟を以て出願したる儀に御座候に付、御參考の爲國有林野法第八條第四號、に依り特別縁故者として出願し得べき證據書類提出致候間、事情御恂察速かに御許可相成度此段上申候也、

證據書類説明

第一號證 説明

出羽國置賜郡上和田村品々面付帳

中略 (表紙共拾六枚目)

合百拾六町二反四畝十四步 六拾九ヶ所

永八百十八文六分九厘三毛

外六百拾八文一分四厘四毛は御領十五ヶ村直納永此~~ハ~~除之

中略 (表紙共十七枚目)

合八町二反三畝五步 四ヶ村

永百二十一文七分二厘八毛

御留山下草刈 永付

松栗木立

一相澤山 二町七反九畝十四步

此永十三文九分七厘三毛

松栗木立

一高房鉢盛山 四町一畝二步

此永貳十文五厘三毛

松木立

一若林山 八反九畝五步

此永四文四分五厘八毛

松槽立

一高房平細谷山 二町五反六畝二十一步

此永十二文八分三厘五毛

小松雜木立

一同所 二町七反八畝二十步

此永十三文九分三厘三毛

小松山

一平林山 拾二町八反三畝十二步

此永六十四文一分七厘

(以上六筆國有林の所前年より兩三度に涉り賣拂濟の分)

小松山

一箇石山 貳十八町一反八畝六分

(本年賣拂公告六百九十八號の分なり)

此永百四十文九分一厘

合五拾四町六畝二十步

永貳百七十文三分三厘二毛

但一町歩に付永五文宛

都合百七拾八町五反四畝九步

永一貫二百十文七分五厘三毛

外ニ六百十八文一分四厘四毛御領十五ヶ所直納

中略

丹羽若狹守内

檢地總奉行

丹羽勘左衛門印

元祿五 申正月 日

同所

檢地本占

内藤新五左衛門印

原 太右衛門印

檢地竿奉行

小澤佐右衛門印

郡 賀 内印

第二號證

卯御年貢可納割付之事

一高千七百五拾三石九斗一升一合三勺二才

上和田村

中略

一水一貫二百十一文 山錢

(一貫二百十文七分五厘三毛を四捨五入の法によりたるものなるべし)

中略

右は當卯年御年箇本途見取小物成高懸り物共、書面之通り候條村中大小之百姓、入

作之者迄、不殘立會無高下割合、來る極月十日限り急度可及皆濟者也、

明和八年卯十月
藤本勘助印
右村

名主
組頭
總百姓

第三號證
寛保三年

村細出明細帳

亥二月

中略 (表紙共三十二枚目)

一永一〇二百一十一文 山錢

(一貫二百十文七分五厘三毛を四捨五入の法によりたるものなるべし)

以下略之

出羽國置賜郡

上和田村

裏書寛保三年亥二月廿四日、當御役所へ次郎右衛門持參差上申候、

第四號證

官林取調書上

第六大區小二區

上和田村

中略 (表紙共六枚目)

字立石 元二拾八町一反八畝六分

一反別 三拾四町六反五畝步 同村

東 同村荒蕪地境

西 同村海上道境

南 兔坂道境

北 佐澤道境

中略

前書官林之儀、從前より下草刈御上納仕、村方にて草刈取田畑糞用之手當、且又小柴之分小前薪用に刈取相續致居候村方に候得は、他江御拂下に相成候て者難澁、小前相續にも差支候間他江御拂下無之様奉願上候以上、右者當村地元官林取調候處、書面之通相違無御座候以上、

明治七年八月

第六大區小二區上和田村

二等戶長 金子徳右衛門印

二等戶長 鏡 善之丈印

山形縣權令 關口隆吉殿

第五號證

山形縣管下第十八區八小區

羽前國置賜郡上和田村下組地籍

貳冊の内

乙 自四十八番字 至四十四番字 (朱書)

(番號) 中略 (六十八枚目)

三十三番	一	松林	三十四町一反九畝十五步	官三
三十二番	二	道路	一反二畝二十四步	同
三十一番	三	同	一反四畝六步	同
三十番	四	同	一反八畝十五步	同

(松林反別に道路加算すれば、明治七年八月書上の三十四町六反五畝歩に符合す) 中略

右は、當上和田村地籍十年一月卅一日、現實際を以て調製候處、書面之通相違無御座候也、

羽前國置賜郡上和田村

地主總代 高橋 富三郎印

同 二宮三郎左衛門印

戶 長 嶋津下々齋印

區 長 齋藤 篤信印

山形縣令 三嶋通庸殿

第六號證

文政十年亥六月

出羽國置賜郡川除御普請出來形帳

上和田村

中略

小以御林百十三本

金拾參兩永百三十八文 御入用

中略

右者川除御普請奉願上候處、御入用被成下書面之通御普請丈夫に相仕立出來形御見分奉請申處、相違無御座候以上、

文政十年亥六月

上和田村百姓代	四郎左衛門
同	組頭 傳右衛門
同	名主 奎右衛門
同	同 富三郎
同	同 八郎左衛門

龜岡

御役所

前書御普請出來形見届相違無之候事

亥六月

龜岡

御役所

右列舉之書類により、館石と立石と字名の文字異なる儀は、別に館石山と立石なる二ヶ處の國有林存在する儀に無之、元祿五年の品々面付帳にのみ館石山と記載有之候も、其後の書物には何れも立石と記載有之、第四號證、第五號證、により明かに

御座候、反別の異なる所以は、明治七年に於て檢地の結果と被存候、古老傳へ曰ふ、該國有林内に大なる立石あるを以て、字立石と名稱したる趣、今現に國有林の稍北端に、高さ九尺位周圍三間位の立石現存致居候、而して上和田地内の國有林は、前年より下戻或は拂下等に相成、残る字立石一ヶ所にみに御座候、

一、本村は元五ヶ村より成立致し、(舊上和田村、大字上和田、) (舊元和田村、大字元和田、) (舊下和田村、大字下和田、) (舊馬頭村、大字馬頭、) (舊佐澤村、大字佐澤、) 第一號證、第二號證、第三號證、に依れば立石國有林第一號に記入ある六ヶ所の國有林と共に、大字上和田に於て府縣設置以前より、山永即ち公租を納め來り、第四號證、第六號證、により大字上和田住民は、下草小柴を自由に苅取りたるは勿論、道路、橋梁、堤塘、等の修繕に際しては、用材等搬出致居たる儀に御座候、

大正三年八月十七日

山形縣東置賜郡和田村長 鏡 善吉

秋田大林區署御中

此の如く悉曲を盡して願意を披摺し、其目的とする處は、小學校の基本財産に編入し、施業は大典記念の植林なるに加へ、青年團及實業補習學校生徒をして之が實施に當らしめ、愛林思想の涵養にあるが故に、其目的としては毫も問然する處なきのみならず、立石國有林は府縣設置以前は、上和田の民有地なる事歴瞭然たるが故に、秋田大林區

大林區漸
其願意
を容れん
とす

は其願意の適當なるを認め、之が拂戻を許可せんとし同年十一月三日付、を以て左の書面を送致するに至れり、

三賣秘第八八二號

大正三年十一月三日

秋田大林區署團

東置賜郡和田村長宛

豫て出願に係る公告第六九八號、字立石一番國有林野賣拂の件に付、左記の廉來る十一月十五日、迄補正提出方可有之此段及通知候也、

但指令の期日迄何等申出無之時は、拂下希望なきものと看做し、不許可指令を用ゐず之を處理す、

記

- 一 賣拂願書は地上產物を列記せず、實測面積の次に「但地上產物共」と記入を要す、
- 一 代金は一萬八千八百八十八圓以上、に増額を要す、
- 一 國有林野法第八條第二號、とあるを第八條第四號と訂正し、事由を府縣設置以前大字上和田部落に於て、秣草取入會慣行あるに依ると改むるを要す、
- 一 代金の増額、及出願事由、を村財産に變更することの村會決議書謄本提出を要す、
- 外に國有林（原野）賣拂代金延納願書式を添へ、同林區署より通知し來れり、之に於

て急遽村會を召集して、之が更正を決議したり、

不要存置國有林賣拂願更正決議

公告第六九八號

羽前國東置賜郡和田村大字上和田字立石一番國有林

一 實測面積 三十四町三反四畝十四步

但地上產物共

右土地產物共、左の條件を以て賣拂を受け、土地は本村有財産に編入するものとす、

一 賣拂代金一萬八千一百九拾圓

一 拂受代金は大正三年度より、大正五年度迄三年間、毎年二月廿五日を期とし三分

一つ、納付すること、

一 賣拂許可之上は、立木を賣却して拂下代金に充て、不足額は在來の基本財産より繰入、尙不足額は村税より支出するものとす、

大正三年十一月九日決議

同時に本村々有財産積立費繼續年期支出方法を決議したり、

自大正三年度
至大正五年度

山形縣東置賜郡和田村々有財産積立費繼續年期支出方法

一金一萬八千圓 村有財産積立費別紙計算表之通り

内譯

金六千六拾四圓 大正三年度支出額
金六千六拾參圓 大正四年度支出額
金六千六拾參圓 大正五年度支出額

右本村大字上和田字立石一番不要存置國有林實測面積三拾四町三反四畝十四步、及地上產物共拂下を受け、大正三年度より大正五年度迄三年繼續、前記金額を支出するものとす、

大正三年十一月九日

山形縣東置賜郡和田村長 鏡 善吉

補正出願

和田村繼續費村有財産積立費收支豫算表添付
而して翌十日賣拂願を補正し、併せて拂渡代金の延納を出願したり、而して代金延納の方法は、大正三年より大正五年迄とし、毎年二月廿五日限り納付することとし、初年度は金六千六拾四圓、其後の二ケ年は、金六千六拾參圓宛を納付し、更に該保證金として、金壹千八百拾九圓を納付することとして出願したり、之に於て其願意愈貫徹し、翌一月廿八日、遂に賣買契約書を交換して一切の手續を完了せり。

賣買契約書

羽前國東置賜郡和田村大字上和田字立石一番國有林

一實測面積三拾四町三反四畝十四步地上產物共

此代金一萬八千百九拾圓

今般前書の通り賣買契約締結候に付ては、國有林野法施行規則(適用法令國有林野法第八條第四號)並國有林野產物及製品賣拂代金延納規則、及左記の條件を承諾し、雙方署名捺印の上各一通を領收し置くものなり、

大正四年一月廿八日

秋田大林區署長山林技師田中喜代次代理

山形小林區署長

賣渡人 山林技手 竹田小藏印

山形縣和田村長

買受人 鏡 善吉印

一契約保證金一千八百拾九圓也

内千八百圓に對する代用有價證券額面千八百圓、但し別紙納付之通拾九圓は現金即納、

一契約保證金代用として提供の有價證券額面千八百圓は、賣拂代金一萬八千百九拾

圓の内、一萬八千圓に對する延納担保に充當し、契約保證金として納付したる現金拾九圓は、賣拂代金一萬八千九拾圓の内十九圓に充當し、殘金一萬八千七拾壹圓、の内六千四拾五圓、は大正四年二月廿五日、限り六千六拾參圓、は大正五年二月廿五日、限り六千六拾參圓、は大正六年二月廿五日、限り納入告知書に依り山形支金庫に納付、

一 物件引渡を請求すべき官廳名 山形小林區署

一 物件引渡期限 延納担保提供後十五日以内

一 物件引渡場所 前記國有林

一 物件は國有林野法第八條第四號に依り拂下を受けたるものなり

一 賣拂代金一萬八千壹百九拾圓の内一萬三百二拾六圓に對する延納担保提供期限大正四年二月廿五日限り

但物件種類數量は提供之際之を定む

一 國有林野產物及製品賣拂代金延納規則第六條に依り契約を解除したる時は其契約保證金は政府の所得に販するものとす (納付書添付)

本契約と同時に本村は先づ契約保證金として一千八百拾九圓、外に第一回の納付金六千四拾五圓、並買受金總額より保證金並第一回納付金を扣除したる殘額、一萬三百二

契約金の
繼續支出
方法

十五圓、の担保を提供せざるべからず。契約保證金は一月廿八日、契約と同時に納付したるも、同年度に屬する納付金は二月廿五日、限りなるが故に之に對する金融を講せざるべからず、然るに本村の計劃は前已に述べたるが如く、拂受けたる地上產物なる立木を賣却して之が支拂に充當する計劃なりしも、時恰も冬期に際し、地上數尺の積雪ありしが故に之を賣却せんとするも、購買者の調査又甚だ容易ならず、隨て多數の入札者を招致すること能はざりしが故に、大正四年三月五日、村會の決議を経て之が公借を決議し、翌六日元商社合資會社より借入し、之を以て第一回の納付を完ふしたり、担保は同年四月六日、兩羽農工債券一萬千五百圓、を納入して物件受渡しを完了するに至れり。

公借の決
議

立木の賣
却

之れより先き本村は、該林野の立木賣却を計劃し、村會の決議を経て二月中に於て賣買の規定を定め、且特賣價格を一萬六千三百五拾圓、として之が賣拂に苦心したるも、第一回納入期間には充用すること能はざるの事情なりき、同年四月に至り千葉縣人小坂市太郎に特賣せり。

賣買契約書

山形縣東置賜郡和田村大字上和田字立石地内

一 松立木秋田大林區署引渡の儘 (現在の南方約七町步前後小柴叢生を除く)

此代金壹萬五千七百圓

今般前書之通賣買契約締結候に付ては、左記の條件を承諾し、雙方署名捺印の上各一通を領收し置くものとす、

大正四年四月六日

東置賜郡和田村長

賣渡人 安部勘七郎

千葉縣香坂郡中村字南中千八百六拾番地

買受人 小坂市太郎

一 契約保證金一千五百七拾圓

一 代金完納期日 大正四年四月卅日

一 立木引渡期限 代金完済貳拾日以後

一 伐木搬出終了期限 立木引渡を受けたる日より二十四ヶ月以内

一 立木引渡場所 現在地

一大正四年四月卅日に代金を完納せざる時は契約を解除す此場合に於ては契約保證金は和田村の所得に歸するものとす

買賣の差額

此の如くにして本村當初の目的を達成するに至りぬ。先きには一萬八千圓、の巨額を

該原野に
公共の施
設

投じたるも地上産物を一萬五千七百圓、を以て賣却したるにより其差僅かに二千五百圓弱、の金額を以て三拾四町歩余、の尨大なる地積を本村有財産たらしむることを得たり。

本村は更に該地利用の方法に就て考慮をなせり、蓋し本件は前述の如く皇上登極の大典を記念すべき事業を施設するの素志なりしかば、該地内南方の地一町歩を本村青年團に、隣接せる一町歩を軍人分會に貸與し、大典記念林の造成を勸奨したり、而して本村は立石所在地三反歩を直營地となし、地名の表徴たる此自然石を保存して、永遠に其記念を存すると共に、地區を整理し、天然の佳勝を背景とし、之を公園地となし農村娛樂の場所たらしめんとの希望を以て、漸次其施設を完了するの計劃なり。

原野の測
定區域

村民に貸
付す

其他の地積は之を村民に貸付せんとし、先づ其區劃の設定をなせり。本村役場書記鈴木味之助之に當り、青野長之助、青野忠作、等と共に大正六年五月、現場に至り十日余の日子を費して其分割を了し、番號を定め、二反歩を一組とし、抽籤を以て其貸付地區を決定したり。貸付規程は、當初十年間は毎年一反歩に付金壹圓宛の借地料を納付し、十一年より廿年に至る間は更に一反歩に付、五拾錢を増加し、二十年を一期として貸付するの規定なり。而して廿年の後に至り、更に其貸付の契約を更新し、從來の小作者に於て希望ある時は、之に貸付するの定めなるが故に、土地は年所を経るに

従ひて肥沃に變じ、人は力作によりて開墾の収益を收むるの利益あるが故に、本村先覺者の苦心は年を経て益其光輝を發するに至るべし。吾人は本件の顛末を序し本村當局の苦心を思ふと共に、克く村民の利益に着眼して其舉措機宜を得、萬難を排して其素志を貫徹せるの効は實に贊美に堪へず、村民は之を永遠に記念し、先人の功を忘るべからざるなり。

第七章 上和田、田の入下戻

明曆年間
の上地

本村大字上和田、に田の入山林あり、聖ヶ岩、熊孫、田の入、三地名を併稱して田の入と稱し、地積五町四反一畝六歩也、明曆年間之を官地として献納したりしも、元祿年間檢地の際、之を元地主に返還せられ、爾來明治七年に至る迄、舊上和田村入會地として同村の所有なりしが、明治八年地租改正の際、當事者の錯誤に依り同地々券を調査せず、之を官地に編入するに至れり。蓋し該山林は、一面水源の涵養林にして水林と稱し、此の水源より流出する河流は、大字佐澤に至り耕地用水たるが故に、本村の産業開發よりするも重要な地區たるのみならず、其地味肥沃にして全山鬱蒼たる樹木叢生して林産寡少ならず。加ふるに最近に至る迄、民有の事歴を有する該山林を

佐澤の耕
地用水た
る水林

官有たらしむるは、同區民として忍び難きは言を俟たず。遂に取戻しの機會は至りぬ。明治卅二年法律第九拾九號之れ也。是に於てか區民期せずして相謀り、之が下戻を企圖するに至りぬ。明治卅二年六月十五日、上和田協議會を開き先づ其下戻に關する協議をなしたり。蓋し本件は頗る重大事なるが故に、大字民の結束を要したると、之が將來の對策とを要したるが故なり。其協議左の如し。

國有林字田の入下戻に關する件

田の入下
戻協議

(一) 和田村大字上和田下組、地籍第一番字田の入國有林山林五町四反一畝六歩、は明治八年地租改正以前は元上和田村入會山に有之に付、明治卅二年法律第九拾九號に因り、大字上和田共有山林に下戻申請をなすこと、

(二) 下戻申請をなすには、農商務省令第八號下戻施行手續により、申請をなすこと、

(三) 村長に出願の手續は、大字惣代人より出願をなすこと、

(四) 出願に關する費用は、大字協議費を以て支辨すること、

右決議候事

明治卅三年六月十五日

協議員 二宮八郎右衛門

渡部喜傳次

鏡善吉

遠藤七郎右衛門

鈴木重太

高橋藤助

高橋清助

高橋清助

尙同日下戻申請に關し、左の三名を委員に選任す

大字惣代人

鏡善吉

遠藤七郎右衛門

高橋清助

(中途死亡に付後任は) 高橋藤助

願

村長に申請す

和田村大字上和田下組地籍第一番字田ノ入

一山林五町四反一畝六步

右山林上和田村、入會に有之候處、地租改正の際誤て國有林に編入相成候間、今般國有土地森林原野下戻法、に據り大字上和田共有地に下戻出願致度候間、同法手續法に依り村會決議を経て御出願被成下度、別紙大字協議會決議書相添へ此段奉願上候也、

明治卅三年六月十五日

大字上和田惣代人 高橋清助

和田村長代理 (村長欠員に付)

助役 皆川藤吉殿

同日左の附箋を以て右願書を却下せられたり、

願書の立證取調の處、大字佐澤惣代人尾形清太郎よりの拒願反證充分と認め却下す、之に於て高橋清助、鏡善吉、二宮八郎右衛門、遠藤七郎右衛門、高橋藤助、鈴木重太、渡部喜傳次、等連署して明治卅三年六月十八日、郡長鹿兒鐵太郎に請願書を提出したり、其要旨は、國有林田の入五町四反一畝六步、下戻を本村より其筋に請願せしめんとするも其進捗を見ず、加ふるに、大字佐澤は本拂下に對して故障を唱へ、爲めに村會を開きて其議決を見ること能はざるにより、町村制第二百二十三條に依り村會に代り、

却下

郡長に郡會を以て村會の決議に代へられんことを願ふ

郡參事會に於て本件を議決せしめられたしといふにあり、然れども郡長は未だ其願を容るゝに至らず、荏苒日を曠ふするの虞あるを以て、同年六月廿三日、遂に遠藤七郎右衛門、鏡善吉、より直ちに之が下戻を其筋に出願するに至りぬ、

下戻申請

國有林下戻申請書

羽前國東置賜郡和田村大字上和田百三番地

申請者惣代人 遠藤七郎右衛門

五拾四歳

同

三百九拾八番地

同

鏡 善 吉

三拾四歳

申請目的物

羽前國東置賜郡和田村大字上和田下組地籍第一番地

一國有山林五町四反一畝六步

舊永三十文三分七厘五毛

事實

一、事實は、元來和田村大字上和田、(舊上和田村) 所有の土地に有之し山林に候處、

遠き明曆三年中御注進と稱し上ヶ地となしたり、然るに、降つて元祿四年、御檢地の砌右田の入外三ヶ所共に夫々元主に御返戻と相成り、其後引續き明治七年迄、上和田村に於て正租上納仕、完くの上和田村所有の山林に有之しも、同八年地租改正に付、地券取調の際地券取調役人の疎漏に因り、右田の入のみは地券取調漏と相成り、爲に遂に國有に屬し今日に立ち至りたる事實に相違無之候也、

理由

一、理由は、明治八年地券取調の際は、右田の入のみは地券取調漏となりし爲、國有に屬し今日に立ち至りたり、今般明治卅二年法律第九拾九號、に基き同法第二條第一項第二項、に該當せる完全なる立證書類有之候に付、本主和田村大字上和田、(舊上和田村) へ下戻相成度申請に及び候理由に候也、

立證

第一號

一、元祿五年正月日、御下附になりたる檢地水帳の内、出羽國置賜郡上和田村品々面付帳、に有之公簿の寫左の如し、

今度本主に被返下山手永付

中

一 熊ヶ岩 田ノ孫入 貳町貳反拾五步、 村入會、

此永三十文三分七厘五毛、

但一町歩に付永十五文つゝ、

一 外三ヶ所 之は現今民有地に有之候に付反別及永は略之合、

八町貳反三畝五步、

永百貳拾一文七分二厘八毛、

第二號

一、文化八末年御年貢可納割付の内山錢の部寫左の如し、

一 永壹貫貳百拾壹文、 上和田村山錢、

内永九拾五文私領より納、

第三號

一、明治元辰年田年貢米金皆濟目錄の内山錢の部寫左の如し、

一 永七百七拾文四分、 上和田村下組山錢、

但上和田村は、文化後上組下組の兩組に分離す、

都合山錢、永壹貳百拾壹文、

右内譯、

但此内譯は田ノ入山林、の正租上和田村、にて上納なしたるを明かに具認し易からしめん爲、水帳の内品々面附帳より寫す、

一合八町二反三畝五步、

永百二十一文七分二厘八毛、

右は元祿五年、故主に返戻せられたる田ノ入、外三ヶ所の合計なり、

一合百拾六町二反四畝拾四步、六拾九ヶ所、

永八百拾八文六分九厘三毛、

右は檢地前より民有の土地なり、

一合五拾四町六畝貳拾步、御島山七ヶ所、

永二百七拾文三分三厘二毛、下草永付、

都合百七拾八町五反四畝九步、

永壹貫貳百拾文七分五厘三毛、

右之通元祿檢地の際より、明治八年地租改正の時迄、上和田村にて正租上納仕來り候事、檢地水帳の御品々面附帳、及年貢割付年貢皆濟目錄、等の公簿公書に照依し謄寫仕候處相違無之候也、

右御下戻相成度證據本書、及圖面相添へ申請候也、

明治卅三年六月廿三日

一八二
遠藤七郎右衛門
鏡 善 吉

農商務大臣 會根荒助殿

右申請書を携へ、明治卅三年六月廿三日、委員鏡善吉、遠藤七郎右衛門、宮城大林區署、に出頭して之を提出したり、由て同月廿五日付、を以て同署より左の書面を接受したり、

三三第三六一號

本申請は、一部落共有の申請と被認候條、村會の決議を経由し、村長の名義を以て御提出相成度、申請書二通御返戻此段及御通知候也、

明治卅三年六月廿五日

宮城大林區署

遠藤七郎右衛門殿

鏡 善 吉殿

欠員中の
村長就任
す

追而右申請の證據本書は、便宜當署に留置候に付、本文に基き補正之上、本月中に御提出なきに於ては、本申請は却下のもと看做すべきに付、爲念申添候也、時恰も高橋清助村長の認可を得就任したりしかば、直に村會を召集して本下戻を可決し、大林區署通牒の旨趣に従ひ名義を訂正し、委員遠藤七郎右衛門、を仙臺に派し、

大林區署
よりの照
會

本願書を提出せしめたり。

明治卅三年七月中左の書面を大林區署より接受したり、

- (一)立證地は、田の入外二ケ字にして、申請地は田の入の一字なるは如何、
 - (二)立證地村入會とあるは、所有の意味なりとの理由は如何、
- 明治卅三年七月廿六日、右に付左の答申書を提出したり、

羽前國東置賜郡和田村大字上和田字田の入國有林下戻申請に付

回答

第一問

答 往古は、田の入、聖ヶ岩、熊孫、三字に有之候へ共、聖ヶ岩、熊孫、二字は田の入に比し呼悪き名稱なるにより、自然三字總稱して田の入と呼來り候に付、明治八年、改正の際田の入の一字と改めたるものと推考仕候、別段證據として提出するの證據之れなきも、當字に於て他に同呼稱する字之なきにより明かなり、

第二問

答 村入會とは、村民各自自由勝手に伐刈するものにして、純粹の一村所有に有之候、村抱とは、品々面付御帳に有之候は、所有權に付ては、前村入會と同一なるも、利益收穫に至りては、前件と反對にして一定の期を定め伐刈し、各自使用に供せしを有權者共同支途に充つる慣例に有之候、

右及答申候也、

明治卅三年七月廿六日

右と同時に左の進達書を提出したり、

證據進達書

羽前國東置賜郡和田村大字上和田字田の入國有林下戻申請書中第二號書、則文化八
末年御割付第三號書、明治元辰年皆濟目錄、を正租上納の證據とし提供仕候へ共、
其期間甚隔遠なるに由り、尙間斷なく公租上納の證を確實ならしむる爲め、茲に中
間に位する所の文久二成年、の御割付を提供仕候也、(甲第四號證)

明治卅六年七月廿六日

尙同時に、明治元年御割付甲第四號の一證、として提出、

明治元年皆濟目錄甲第四號の二證、として提出、郡奉行所御用甲第五號證として左の
陳述を添へ提出したり、

陳述

陳述書

一明治卅三年六月廿三日、下戻の申請をなしたる國有林羽前國東置賜郡和田村大字
上和田下組地籍第一番字田の入國有林、五町四反一畝六歩、に對し同村大字佐澤、
より反對願書を提出したるやに相聞え候、反對者は上和田に於て申請したる、國有

林字田の入、は上和田に於て古より全然たる所有地なりと、品々面付帳、及御割付
皆濟目錄、等により正租上納せりと云ふと雖も、夫は皮相的のみに止まり決して上
和田一村の爲めに無之、御料十五ヶ村より下草永平等割合を以て取立上納したるも
のにして、古よりの官林なりとし、尙且御代官拓植傳兵衛殿、より御林同前留山と
被申渡たりとの件を、唯一の反證として願書を提出せる由なれども、決して右は反
對者の主張せる如き理由の物に無之、御料十五ヶ村より田の入山に對し、下草永と
名け永錢を取立たるは、田の入陳屋並に郷倉の廻り垣柴を伐採せしめたる故、下草
永と上和田村にて勝手に名け取立てたるものにして、決して正租を御料十五ヶ村に
割當てたるものに無之、己に申請書に添付せる證據書、御割付、及皆濟目錄、に照
らし右申請地には、山錢と有之決して下草永とは無之、純然たる正租に有之のみな
らず、品々面付帳、にも下草永とは無之、且又申請地は上和田村所有のものにあり
しに由り、陳屋郷倉の廻垣柴に限り伐採せしめ、他官林の如く下草永と名け取立て
たりと雖も、個人用の樹木は伐採を許さず、品々面付帳にも本主に返被下云々と有
之、是に因りて之を見るも、申請地は上和田村入會として所有なること明瞭なり、
御代官拓植傳兵衛殿、より御林同然留山と被申渡云々とあるも、厥は四十余年計前
上和田村にて田の入より多分の樹木伐採の當時、佐澤村より伐採を差留められ度旨

訴訟に及びし時、右田の入は水林と稱へ之あるに付、多分伐採しては自然水利に關係及ぼす儀と被認伐採を差留られしも、只御林留山と同然に心得べき旨趣に過ぎずして、決して所有權を滅殺せられたるものに無之は、證據書類に照らし明かなるのみならず、其當時郡奉行所、よりの御用狀にも、(其村字田の入水林木此間多分伐取候哉に相聞ぬ、右様多分伐取候而は差支有之由に付、近日中見分の上差圖に及候迄、伐取方差扣へ可申候以上、三月十一日郡奉行所、上和田村下組名主)と有之、官林盜伐の如きを差留めたる意味無之、上和田村所有なるも水林と稱へあるに付、一時に多分の木を伐採して差支ある由に付、差扣ふべしといふにあり、之に依りて之を見るも、官林にあらざりしこと明瞭なり、依て郡奉行所御用狀相添へ陳述候也、

明治卅三年七月廿六日

委員の派遣

以上の陳述書を提出したるも、未だ其進捗を見ざるにより、明治卅三年委員高橋清助、鏡善吉、を宮城大林區署に派遣し、從來同字提出に係る證據書類に付、其委曲を陳述せしめたり、

實查

同年七月廿五日、農商務省山林局屬、實查の爲め來村し、村長、及下辰委員、立會ひ前記七月廿六日、の文書は該官吏の命によりて提出し、他の文書も此機會を以て同時に提出したり、

不許可
行政訴訟
に關し區
民の意見
を徴す

本願地は、此くの如く悉曲を盡して其私有地なるを陳述し、己に之を否定すべき何物をも存せざるを期待せるに、何事ぞ同年十一月下旬、遂に不許可の指令に接したりき。之に於て同字民相議し、茲に行政訴訟を提起せんとしたるも、先づ區民の意見を問ふの要あるを認め、直ちに之を徴したるに、訴訟提起を是と認むるもの多數なりしかば、同大字は遂に意を決して之れが訴訟を提起するに至りぬ。

訴訟提起

明治卅七年一月十五日、村長代理二宮義孝、下辰委員鏡善吉、遠藤七郎右衛門、を上京せしめ、翌十七日訴訟代理人、を定め左の委任をなしたり。

訴訟代理委任狀

- 一、自分儀、東京市芝區西久保巴町十八番地辨護士長峯安三郎氏、を訴訟代理人、と定め左の行爲を委任す、
- 一、自分より農商務大臣、に係る不當處分取消、山形縣羽前國東置賜郡和田村大字上和田下組地籍第一番田の入國有林、五町四反一畝六步、下辰請求行政訴訟に關する訴訟行爲、
- 一、訴訟代理人長峯安三郎氏、の都合に依り更に復代理人、を選任することを得、右代理委在狀仍而如件、

山形縣東置賜郡和田村大字上和田

右代表者

和田村長 安部喜壽

明治卅七年一月十七日
訴訟と同時に、農商務省に提出したる證據書類甲第一號より、甲第五號に至る迄、全部提供したり、

明治卅七年一月下旬、被告農商務大臣法定代理人濱地八郎、より答辨書を提出したり、其後立證となるべき書類を整理し、同時に行政裁判所の命に依る書類を、左の如く提出したり、

- 一、甲第一號證、元祿五年檢地帳の内、品々面付帳、
- 一、甲第二號證、文化八年割付、
- 一、甲第三號證、文久二年割付上組分、
- 一、甲第三號證、(二)文久二年割付下組分、
- 一、甲第四號證、明治元年割付、
- 一、甲第四號證、(二)明治元年皆濟目錄、
- 一、甲第五號證、郡奉行所御用狀、
- 一、甲第六號證、安政六年田の入立木賣拂證、
- 一、甲第七號證、文化九年御林書上帳、

- 一、甲第八號、天保十三年御林木數書上帳、
- 一、甲第九號、明治三年御林木數書上帳、

明治卅七年四月中、左の書類を提出したり、

明治八年、地租改正當時の字名惣調書、

羽前國東置賜郡上和田村

内

上組字數 三十七字

下組字數 四十四字

(字名略之)

右本村大字上和田字名稱前書の通りに有之、且字田の入は、元祿以後(熊ヶ孫、聖ヶ岩、田の入)と稱し來りたるを明治八年、地租改正、の際單に田の入、と改稱したるに相違無之此段證明候也、

山形縣東置賜郡和田村長代理

助役 二宮義孝

明治卅七年四月廿四日

一、上和田全圖、三通、

一、明治六年貢租割付、

一、明治六年皆濟目錄、
 一、慶應四年同上、上組分、
 一、同上、同上、下組分、
 一、係争地と共に元主へ送付せられたる土地所有者調書、
 明治卅九年十月、村長代理委員鏡善吉、遠藤七郎右衛門、口頭辨論の通知により上京したり、

同十月四日、辨論被告農商務大臣代理人濱地八郎、答辨追補書第一左の如し、
 明治卅七年第六五號
 代理人 濱地八郎

被告代理
人の辨護

一、甲第一號證 成立不爭
 1、本證に、「村入會」とあるを以て數ヶ村の入會山なること明かなり、而して入會山は必ずしも地盤者なるものにあらず、假に有之とするも、原告村のみにて其所有を主張するは不當なり、
 2、假に該入會山は、一旦地盤の所有を許したるものとするも、乙第一號證、乙第二號證、に依れば其後に於て御林御留山となり、田の入御林、と稱して十六ヶ村より下草錢を納め、其毛上を許されたるものなること明かなるを以て、本證「御留山下草刈永付」とある部に記載せる御林と同じく、地盤所有なきこと勿論なり、

一、甲第二號證、乃至甲第五號證、成立不爭、

山錢の記載は、高外に於て之を示すを以て、正租にあらざること明かなり、

一、甲第六號證、

本證は、毛上關係にして、且「御普請入用金云々」の文あり、又この後なりし乙第一號證、の告達に依れば、地盤の民有にあらざること明かなり、

一、甲第七號證、乃至甲第九號證、

原告は、本證寫に目的山林の記載なきを以て御林にあらずと云ふも、此後に成りたる乙第一號證、を以て米澤御領所役所、に於て田の入山は御林御留山なることを断定し、村中大小の百姓水呑に至る迄、心得違なき様申付置くべしとの旨を、關係十六ヶ村に對して告達したるを以て、舊藩中に於ては地盤の所有を認めざりしこと明かなり、而して該乙第一號證、乙第二號證、甲第一號證、に御林と御留山とは同意義なることを知るに充分なり、

右答辨追補候也、

明治卅九年十月四日

被告代理人 濱地八郎

行政裁判所第二部

長官 山脇玄殿

勝訴

明治卅九年十月十六日、審理の結果左の判決を得たり、前後三年に亘りたる本訴件も、歸すべきに歸し、正義の勝を得たるは、實に當然の歸結といはざるべからず。

裁判宣告書

原告

山形縣東置賜郡和田村

上和田區代表者

和田村長 安部喜壽

訴訟代理人

辨護士 長峯安三郎

被告

農商務大臣 松岡康毅

訴訟代理人

辨護士 濱地八郎

右當事者間に於ける不當處分取消、國有山林下戻請求の訴訟、審理判決する左の如し、

主文

被告は、山形縣東置賜郡和田村大字上和田下組地籍第一番字田の入國有山林、五町四反一畝六歩、を原告に下戻すべし、

訴訟費用は、被告の負担とす、

事實

原告陳述の要旨は、本件係争地は古來舊上和田村現今の和田村大字上和田、の所有にして明曆年中御注進と稱し上地したることあるも、元祿四年、檢地の際本主に返付せられ、爾來舊上和田村に於て年々山年貢を納め、明治七年、に至る迄所有し來りしに明治八年、地租改正の際取調漏れとなりたる爲、遂に國有林に屬したるものなれば、國有土地森林原野下戻法、に據り之を下戻されたしといふにあり、被告答辨の要旨に、甲第一號證、は村入會とあるを以て係争地、が數ヶ村の入會山なることを示すに過ぎず、而して入會山は必ずしも地盤所有の者にあらず、假に之れありとするも、原告村のみにて所有を主張するは不當也、又假に一旦地盤の所有を許したりとするも、乙第一號證、乙第二號證、に依れば其後に於て御林御留山となり、田の入御林、と稱して十六ヶ村より下草錢、を納め單に其毛上を許されたるものなること明かなるを以て、甲第一號證、御留山下草刈永付、とある部に記載せ

る御林、と同しく地盤の所有なきこと勿論なり、甲第二號證、乃至甲第五號證、は山錢の記載を高外に於て示すを以て、其正租にあらざるや明かに、甲第六號證、は毛上關係のものにして、且御普請入用金云々の文あり、又其後に成りし乙第一號證、の告達に依れば地盤の民有にあらざること明かなり、甲第七號證、乃至甲第九號證、は之に目的山林の記載なきを以て、御林にあらずとの證となすものなるも、此後に成りし乙第一號證、を以て米澤御預り役所に於て、田の入山は御林御留山なることを断定し、村中大小の百姓水呑に至る迄心得違なき様申付置くべし、との旨を關係十六ヶ村に對し告達したるを以て、舊藩に於ては地盤の所有を認めざりしこと明かに、而して乙第一號證、乙第二號證、甲第一號證、に依れば御林、御留山、とは同意義なることを知るに充分なり、又甲第十號證、は濫伐を禁したる達に過ぎずして、民有の證となすべきものにあらず、以上の次第なれば本訴は排訴せられたしと云ふにあり、

理 由

甲第一號證、は元祿年度の上和田村檢地帳にして、之に依れば「今度本主へ被返下、山手永付中、聖ヶ岩、熊孫、田の入、貳町貳畝十五歩、村入會此永三十三文三分七厘五毛、」とあり、又被告提出の乙第一號證、に依るも「田の入、聖ヶ岩、熊ヶ孫、

山貳町貳反十五歩、と往古は御林に候へ共元祿四年、檢地の際本主に御返し被下、村入會と御帳に有之候處、翌申年、御代官拓植傳兵衛殿より御林同前留山と申渡候、」云々とありて甲第七號證、文化九年、の上和田村御林木數御改帳、甲第九號證、明治三年の上和田村御林木數御改書上帳、に田の入記載なく、且甲第六號證、安政六年、に上和田村が田の入の立木を自由に賣拂ひたる事實あるにより、之を觀れば、係争地は元祿四年、上和田村の所有に歸し、爾來上和田村にて所有したるを認むるに足れり、被告は乙第一號證、に「田の入御林又は御留山云々」田の入御林下草錢永、十六ヶ村平均割合書出、云々とあるを引證し係争地は十六ヶ村入會の官山なりと云ふも、乙第一號證、に御林同然とあり甲第十號證、郡奉行所達に、「田の入水林木云々、」近日中見分の上差圖に及び候迄、伐取方差扣へ可申候、」とあるに對照し之を見れば、乙第一號證、の御留山又は御林は、官山の意義にあらすして、樹木の伐採を禁じたるものと認むべく、又被告は假に民有なりとするも十六ヶ村、にて下草永を納めたるものなれば、上和田一村の有にあらずと云ふも、甲第六號證、の事實より之を觀れば、上和田一村の專有と認むべく、十六ヶ村共有の者と認むるを得ず、是れ主文の如く判決する所以なり、

明治卅九年十月十六日、行政裁判所第二部公廷、に於て宣告す、

裁判長行政裁判所長官 山脇 玄圃
 行政裁判所評定官 松浦良春圃
 行政裁判所評定官 木下友三郎圃
 行政裁判所評定官 葛 寛藏圃
 行政裁判所評定官 菅谷正樹圃
 行政裁判所書記 羽仁謙吉圃
 明治卅九年十月十六日、行政裁判所に於て原本に依り謄寫す、

行政裁判所書記 羽仁謙吉圃

明治四十年二月五日、土地所有權移轉登記を了し、全く下戻申請事件を完了したり、之に於て、上和田區民相計り、關係者の功に酬へんとし、先づ之れが石碑を建て明治四十一年十月九日、除幕式を行ふ。初め建碑の舉あるや、區民其費用の足らざるを憂ひ、我妻今朝江、遠藤廣吉、青木小太郎、二宮義兵衛、遠藤金作、遠藤善次、須藤倉吉、石田金彌、金子喜佐次、等連署して補助金の申請書を區會に提出して之を受けたり。之に於て建碑竣功し、田の入下戻の舉茲に全く完成を告ぐるに至りぬ。

區民相謀
り功勞者
に酬謝す

第八章 千石官林下戻

林産の保
護

我が封建時代に於ける藩政は、前諸章に於て述べたるが如く一見甚だ粗鹵の如く見ゆるも、其内容は極めて完備し、且永遠の長計を案劃して、庶民福利の保護を怠らざりし也。故に今日より之を見れば、衆庶の權利を束縛せるの觀ありと雖も、之が爲に財産は保護せられ、生活は保障せられ、累世皆其堵に安んじたり。故に山林の如きも御留山の制度を設け、其濫伐を禁止し、一は其林産をして永遠に保護すると共に、一は水源を涵養して枯渴の虞なからしむるの造林計劃を定めし也。然れども、此留山なるものは、決して絶對に其伐採を禁止するにあらず、公共の利益又は部民住居建築等の必要事には、形式的の出願のみして之を許可したるが故に、此留山制度は、決して衆庶の所有權を阻止するものにあらずして、極めて有功に行使せしむるの方法也。寛文四年、上杉氏削封せられ、屋代郷の御領に編入せらるゝや、當郷の庶民は、上杉時代の遺法たりし留山制度の有利なるを回想し、進んで留山組合とも稱すべき造林保護の件を出願して其允許を受け、山林の伐採を自制したり、故に幕府も其山林に對しては定率の租税を課せず、僅かに毎年蒔取るべき草地、に對してのみ僅少なる租税を課するに止まりき。之れ林産を保護する所以にして、若し之に對して毎年一定の課税を爲さ

留山制度

區民上杉
氏の遺法
を守る

留山を國
林に編入
す

御林

ば、所有者は其負担に苦しみ、延て林産を永遠に保護すること能はざるに至るべし。然るに明治維新に至り、廢藩置縣の制を定めらるゝに至り、自然林政も其面目を一新し、從來の留山制度も何時しか其美点を失ひ、年所の變遷と共に、林産の免租を以て民有にあらずと推斷し、明治八年、地價修正の際は此留山を以て、國有林に編入するに至りし也。

以前留山設置の頃、御林と稱するものあり。之れ全く國有林と性質を同ふし、官有の山林にして公用にあらざる限りは、其伐採を禁止したるは云ふ迄もなし。而して、留山設定の際、「御林同前に心得云々」の心得書様のものを公署に納入せるが故に、この御留山を以て準國有林と解したるが如し。然れども村民の権利は何處迄も權利にして、此所有權は如何に時代の推移すればとて、決して放棄すべきにあらず。其下戻の機會の來らんことは、中和田區民の齊しく待ちたるなりき。明治卅三年、緣故下戻の告示出づるに及んで、區民は此好機を逸せず、當時の村長高橋清助、村會の決議録を添へて直ちに申願したり、提出願書左の如し。

國有林下戻申請書

山形縣東置賜郡和田村

申請者 和田村長 高橋清助

下戻の出
願

申請の目的物

羽前國東置賜郡和田村大字元和田元中和田四拾番字千石地籍第一番
一國有林六拾二町四反八畝二歩

事實

前顯國有林は、往古(元祿五年以前米澤藩主上杉彈正大弼御領地)本村大字元和田元中和田村、總百姓持林なるも、當時山林の制度は、現地へ竿入不致、故に面積不分明なるも見積を以て山錢盛付に相成り、境界の如きは、單に村民古來の遺傳、及鄰證を以て自他の持分を定め來たる處、元中和田村民は、前顯字千石林に對しては相當山錢を相納め、村民に限り薪、秣芻伐、致し來りたる處、元祿五年、幕府より御檢地御發行に相成り、然るに、當時民林は野山に比し弊風に相成り、自他の所有を問はず濫伐、既に遠近に至る處伐盡し、日用薪炭及家作等の用材需用供給に苦む、茲に至て村民は樹木栽培用材養成を圖り、古來の慣行により(依願留山となし依願解除をなす云ふ)領主へ保護林を願ひ御檢地の際御留山の稱を賜はり、(中和田村民の外入林伐木することを禁ず)爾後村民に於て山法を設け、山守二名村内より立て、薪伐秣芻等は毎歲春秋兩度に貳拾日づつ、入林すること、及該山林に相當の地質を撰み栗苗を植付造林し、彼岸入口五日、後七日間、山守の告知を得て入林することを定め、村民は、山法により薪、秣芻伐、及栗、松茸、等採拾生計の一

事實の申
立

助となす、故に該山林は單に領主の保護林なるを以て、定率の山永を納濟し用材となすべき松木養成致し來りたる處文政七年以前に別紙圖面の如く東位の澤々成木なしたる松木伐材、賣代金の如きは、村民の戸割高割を以て配當なし、其後文政七年より文久三年迄、西澤に生立たる松木伐材賣却、古例に因り村民各自應分に配當致し來りたる處、明治八年、地租御改正に際し、該山林は、官地に御編入に相成りたる以上の事實に御座候、

理由

元祿五年、御檢地以前上杉彈正大弼御領地之際領主の單獨御林なるものは領主に於て林守を相立、扶持米を支給し、山永山錢等の盛付なく一般に禁伐を命したるものなり、之れに反して字千石林の義は、元祿御檢地以前(上杉領)より山錢を、元中和田村民にて相納め、又元祿五年、御檢地後明治七年迄、別紙御割付の通、永錢相納め(元祿八年御割付の内六百八十八文、の内に千石林の山永も含有しあり)將亦明治五年、の御割付の内(金六十八錢八厘山税の内千石林の内に千石林の山永も含有しあり)將亦明治五年、の御割付の内(金六十八錢八厘山税の内千石林の内に千石林の山永も含有しあり)其年間村民は適宜に該山林の主産物なる松木伐採致し、其代金は村吏之を監督し、村民江公平に高割戸割を以て分配致し、各戸収益を得來り、將又、該山林中に栗林造林なし、副産物なる果實年々歳々村民の収益となし、且又、松茸運上料を納めたるは年號不詳なれども、元祿御檢地後に於て、守育しある松茸暴行押取するもの往

請願の理由

往之あり、村民より領主へ願の上運上料相納め、領主の威光を荷ひ暴行濫入を防遏したるものにして、其性質拜借地なるを以て、運上料相納めたるものに無之、剩へ該山林の山法と云ひ、収益所分と云ひ、村民の隨意になしたるものなれば、明治卅二年法律第九十九號第二條第一第二第五の三点に該當する次第なるを以て、元所有村民は返地申請の理由あるものと確信仕候、依之明治卅二年法律第九十九號、に因り前記の森林下戻を申請する次第に有之候、

立證

第一號證、(元祿八年度の御割付の拔書證)、
羽州米澤領中和田村亥御成箇割付之事、

前略す、(朱書)

山錢

一永六百八十八文、

以下略す、(朱書)

窪田長五郎印

元祿八年亥十一月

第二號證、(明治五年の御割付)

前略す、(朱書)

本願の證據

山税

一金六拾八錢八厘
以下略す、(朱書)

明治五年壬申十月

山形縣高畑出張所

第三號證、(文政七年申十一月雪折木代高割賦帳拔)、

一御林木雪折面高割賦帳、

第四號證、(文久三年十二月九日御拂代金精算)、

一當亥御林木御拂代金精算帳、

第五號證、

一元中和田村字千石林略圖、(附圖參照)

第六號參考證、

元祿五年御檢地の際元中和田村山永付山合反別合筆數、

一合五十七町九反六步、

參拾八ヶ所、

永六百八十八文、

第七號證參考、

元祿五年度御檢地の際千石林の反別及永付、

一千石山三町六反三畝步、

此永十八文一分五厘、

一同所麓平七町貳拾步、

此永三十六文三厘三毛、

合十町八反三畝二十步、

二ヶ所、

永五十四文一分八厘三毛、

但一町歩に付永五文宛、

但立證は本證を添付せり、

右之通り相違無之候間、證據物、及古來の成績慣行、御審査の上御下戻相成度此段申請候也、

右

明治卅三年六月卅日

高橋清助

農商務大臣 曾根荒助殿

本申請書に村會決議書を添付し、更に其旨趣を擴張せんが爲め證據書類を追加し、村長の添申書を附して之を提出するに至りぬ。

國有林下戻申請理由擴張書寫

第六號證、

面 表

出羽國置賜郡中和田村品々面付帳

中略

一下 廻立山二町二反二拾四步、

此永拾一文四厘、

中略

一下 引地山一町一反二拾步、

此永五文五分三厘三毛、

中略

一下 今泉山一町八反步、

此永九文、

一下 立ヶ崎山四町六反二畝步、

此永二拾三文一分、

中略

面 裏

清彌次左衛門
清次右衛門
源藏門吉門

四郎左衛門

太左衛門
兵衛門

彌彦右衛門
勘之七門
清七門

與次右衛門

勘五郎

甚殿之助

同人

平兵衛

彌次右衛門
源藏門

一下 三柳山三町三反二畝廿四步、
此永六文六分四厘、

新規

一下 飯詰山一反六畝十五步、

此永八分二厘五毛、

一下 山神林四畝十三步、

此永二分二厘二毛、

新規

一下 彌おら平山七反二畝十六步、

此永三文六分二厘七毛、

右同

一下 江津石澤山三町一反步、

中略

右同

一下 山王山五反九畝十步、

此永二文九分六厘七毛、

中略

下山合十七町九畝廿九步、

此永八十五文四分九厘七毛、

但一町歩に付永五分宛、

下山合大山嶮故不及檢地、

此永二百六十九文七分九厘、

新規

下山合十七町五反八畝廿三步、

此永八十七文九分三厘九毛、

但一町歩に付永五分宛、

下居久根合六畝廿五步、

此永六分八厘三毛、

但一町歩に付永十文宛、

入合山永合廿九文九分三厘五毛、

合卅四町七反五畝十七步、

永四百七十三文八分四厘四毛、

拾壹ヶ所

九ヶ所

拾一ヶ所

二ヶ所

直納

三十三ヶ所

今度元主へ被返下山手永付、

一下 杉並山八町二反歩、

此永百六文六分、

一下 今泉山二町二反二畝四歩、

此永二十八文八分七厘七毛、

一下 三柳山一町八反八畝廿五歩、

此永二十四文五分四厘八毛、

合 十二町三反二十九歩、

永百六十文二厘五毛、

但一町歩に付永十三文宛、

御留山下草刈永付、

松栗雜木立、

一千石山三町六反三畝歩、

此永十八文一分五厘、

小松栗雜木立、

一同所麓平七町貳反貳拾歩、

本山主

主計

本山主

太左衛門

本山主

與次右衛門

三ヶ所

此永三十六文三厘三毛、
合拾町八反三畝貳十步、

貳ヶ所

永五十四文一分八厘三毛、
但一町歩に付永五文宛、

都合五拾七町九反六步、

三拾八ヶ所

永六百八十八文五厘貳毛、

中略

以上墨付表紙共に貳拾枚、

但削字には奉行印判有之、

丹波若狹守内

檢地惣奉行

丹羽勘左衛門印

元祿五壬申 正月日

同所

檢地本店

内藤新五右衛門印

原 太右衛門印

同斷

檢地竿奉行

小澤佐右衛門印

郡 嘉 内印

右之通に御座候也、

和田村長

申請人 高橋清助

明治卅三年七月

國有森林下戻申請理由擴張書

山形縣東置賜郡和田村長

申請者 高橋清助

事實

一、此度下戻申請をなしたる羽前國東置賜郡和田村大字元和田元中和田四十番字千石地籍第一番森林、六拾貳町四反八畝貳步、は元千石山三町六反三畝步、並に同所麓下七町貳反貳拾步、に相成居たる山林にして、往古御留林として樹木の濫伐を防ぐ爲、領主の保護を受けたるものに御座候、

一、御留林の制度は、偏に村民の請願に依り樹木の養成を謀られたる旨趣なりし故、

更に本願の理由を擴張す

再び村民の請願したる場合には、直に返地せられたる例は、本村大字上和田、其他諸村に續々有之次第に候、

一、左れば、當時領主に於て取扱ひ來りたる制度も、普通民有と同一の取扱にて、第一檢地施行上竿入をなさしめ、以て反別を表彰し、第二反別に對する定率の山永を賦課し、第三該山林の収益を村民に委ね置きたるが如き次第にして、特に村民に於て造林したる實跡は、現存せる栗立木を見るも明かに御座候、

一、村民に於て立木伐採収益をなしたる事は、第三號、第四號證、にて申立候如き事實あるのみならず、本村中和田村民一邊の家作に用ひたる事實も有之候、又造林の爲め植付たる栗木は、普通山林に生立ちある栗木と異り里栗と稱するものにして、其生育の模様等、一見村民の植付けたる判明仕候、

一、檢地施行に就ては、元祿四年、上杉家御領の當時施行せられたるものにして、上杉家所藏の岩瀬小左衛門覺書に依るも、本件千石林は村民有として檢地せられたる事明かに候、其次第は該覺書中民有として、野手山手を課する山林は、水帳の末に記すべしとあり、又野山林の義は山張を不及仕、立木帳の末に斷書可仕事とあり、又百姓林の義、年貢申付可然義候は、雖爲少分の所輕き年貢可申付事とあり、即山永を課し、水帳又は野帳記載し檢地をなしたるものは民有として取

扱ひたる事判明する次第にして、若し純然たる官有なる時は、斯の如き取扱をなさざるものに御座候、即ち官有に就ては、野帳水帳等に記載なきは勿論官地に關する地境等に就ては、證文等を徴し置きたるが如き事跡有之候、又斯る性質を有する寺社領除地、と稱するものは竿入をなさず、且つ村内の取扱ひ外のものなれば、村内に於ては反別の表彰等更に判明せざりしものに御座候、

一、税率に就ては、一町歩五文宛を課せられたる事第一號證、並に第六號證、を参照せらる、時は判明する次第にして、第六號證、には下草外永付とあれども、右は御留林となしたる自然の結果正租即山永の稱呼を用ゐざりし譯にて、其實正租同様の税を納め置きたる事は第六號證、廻立山、引地山、今泉山、立ヶ崎、三柳山、飯詰山、山神林、新規稱あら山、江津澤山、山王山、等の税率に比照し一毫の差異なきによるも推知せらる、のみならず、第一號證、御成箇割付に關しては、下草税の稱呼を用ゐず、村民有山林に課する税目と併合し、單に山錢として徴收せし事實に依るも判明する次第と存候、

一、尙御留林と稱するものは、村民の請願に依りたる事實は、別紙御林帳文旨中、今度右御從前の通御留林に御叶ひ云々、とあるによりて明かなるのみならず、別紙元祿四年、檢地野帳に依るも當時千石山の内、七町二反廿歩、のみ御留林とあ

りて、三町六反三畝歩、は民有として取扱ひ、只嶮岨の爲め檢地に不及となし、野帳の末段に寺山外四ヶ所を表示し置き、其後請願の上水帳調製の年、即ち元祿五年、に至り始めて七町二反廿歩、と同様御留林と相成りたる事明かなれば、總て御留林は人民の請願に出し事誠に明かど存候、而して斯る御留林の返地せられたる實例は、諸林より下戻請願を爲したる立證等により判然可仕候得共、現に第六號證中、杉並山、今泉山、三柳山、等を元山主へ返地せられたる例に依るも、御留林と同一の性質ある山林に關しては、常に返地すべきものなりし事證明せらるゝものと存候、

立證の理由

第六號證、は元祿五年の水帳なり本證を以て人民所有なるが故、水帳に記載ある事、並に税金に付下草税と記載あるも、其實正租と同一の税金なることを證し、外に御留林と稱する山林を元山主に返地せられし例ある事を立證仕候、
附言 純然たる官林即ち寺社領除地等は、村内の取扱に掛らず、隨而民有の證となるべき水帳に記載なく、別段の取扱に出て居る事を反對推理上證明仕候、
第八號證、は御留林なるものは、村民の請願に依り生じたる事實を立證仕候、
第九號證の一、は安永六年、御林木寸間御改帳と記載ある帳簿にして、該書中松栗

立證の理由を説明す

苗木百拾四本、外松小苗木三拾本、とあり而して該書文面には木薄の場所へは、無油斷苗木植付成木次第御届可申上とありて、該山林に就ては總て中和田村、の造林せし事實なるべきことを立證仕候、

第九號證の二、は第九號證一奥書に御普請木、御拂木、等云々とある事實に對する立證に御座候、元來御留林となしたるは、樹木の濫伐を防ぐ旨趣なりし故、之が造林伐採等總て官に届出つべきは事理の然らしむる處、然れども御拂木云々とは單に届出のみにあらずして、相當代金を納めたるが如き嫌あるを以て、該山林の伐採には代金を納めたるものあらず、形式上願出の上、直に本證の如く伐採を許されたるものなりとの事を立證する所以に御座候條、尙該山林伐採に就ては他村へ許したる事更に無之、普請木と稱するも中和田村民のみに於て使用せし事實に御座候、

第拾號證、は千石林は民有地なるが故檢地をなしたる事實を立證し、尙元祿四年、迄は三町六反三畝歩、は御留林と相成り居らず寺山外四ヶ所として野帳の末文に記載し、以て村民所有なりし事を表示し置きたり、該五ヶ所は千石山の小字にして、此五ヶ所を總稱して千石林と云ふ、

第拾一號證、は上杉家覺書にして、官地、即寺社領除地、等は檢地せし事實なき事、

並に野永山永のある山林は民有地にして、水帳に記載すべき制度なりし事を立證仕候、

第拾二號證、は第一號と同一のものにして、本件千石林に對する御成箇は常に下草税の名目を附せず、正租即山錢として徴收せし事實を證す、即水帳に於て下草税とあるは御留林に對する名義上の稱呼にして、其實正租を取立置たる事實を立證仕候、

尙松茸運上と稱する税目を以て徴收せられある賦課金は、下草税と稱する税目に於て眞實下草税にして、正租同様のものにあざりせば右運上の如き別段に徴收せらるゝものにあらずして、下草税の内に含蓄すべきものなれども、本件下草税は正税なるが故に、松茸運上と稱す別段の税目を以て賦課せられたるものと存候、

下戻を願ふ理由

一、千石林は御留林と稱するも、其實村民有にして永即正租を納め、且つ收益を自由にし且つ造林をなしたる事實立證等に依り詳述する通なれば、下戻法に依り當然下戻を得べき森林と存候、

明治卅三年七月 右申請人 和田村長 高橋清助

農商務大臣 曾根荒助殿

證據物寫

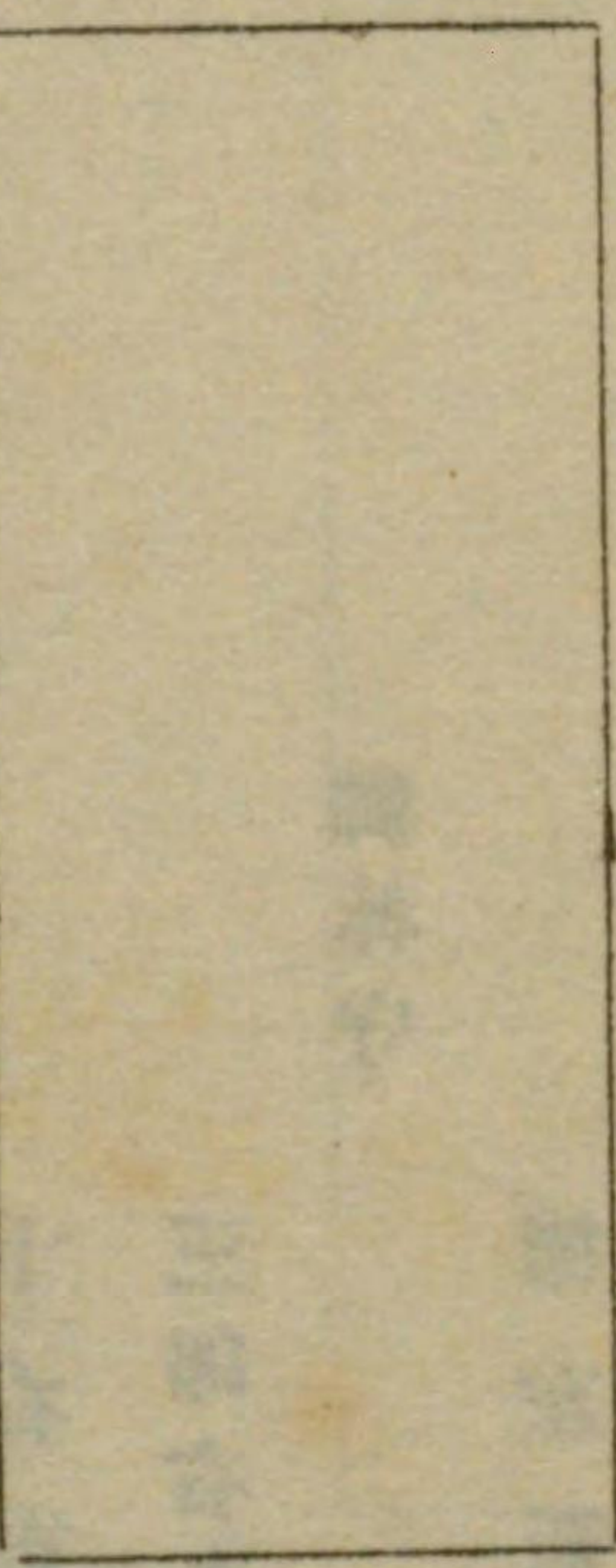
表

寛保五年

御林帳

出羽國置賜郡中和田村

裏



面

丑二月

中和田村

面

千石但山坂嶮場
一御林一ヶ所、
堅百十間
横九十九間

此反別三町六反三畝歩、

此永十八文一分五厘、

但元祿四年丹羽若狹守様御檢地之分、

右同所麓平、但山付、

一御林一ヶ所、
堅百三拾間
横九拾四間

此反別七町貳反廿歩、

此永三拾六文三厘三毛、

御檢地右同斷、

出羽國置賜郡中和田村

右同村

右御林貳ヶ所反別六年以前元文四未年、吉田久右衛門様、御代官所之節御改之上、猶又今度御林従前の通御留林に相叶ひ、名主組頭長百姓並に御林守立會、相違無御座印形仕差上申候以上、

寛保五年丑二月廿三日

中和田村

名主 彦右衛門

同 八郎右衛門

組頭 彌左衛門

同 七郎兵衛

長百姓

九左衛門

十右衛門

三郎右衛門

御林守

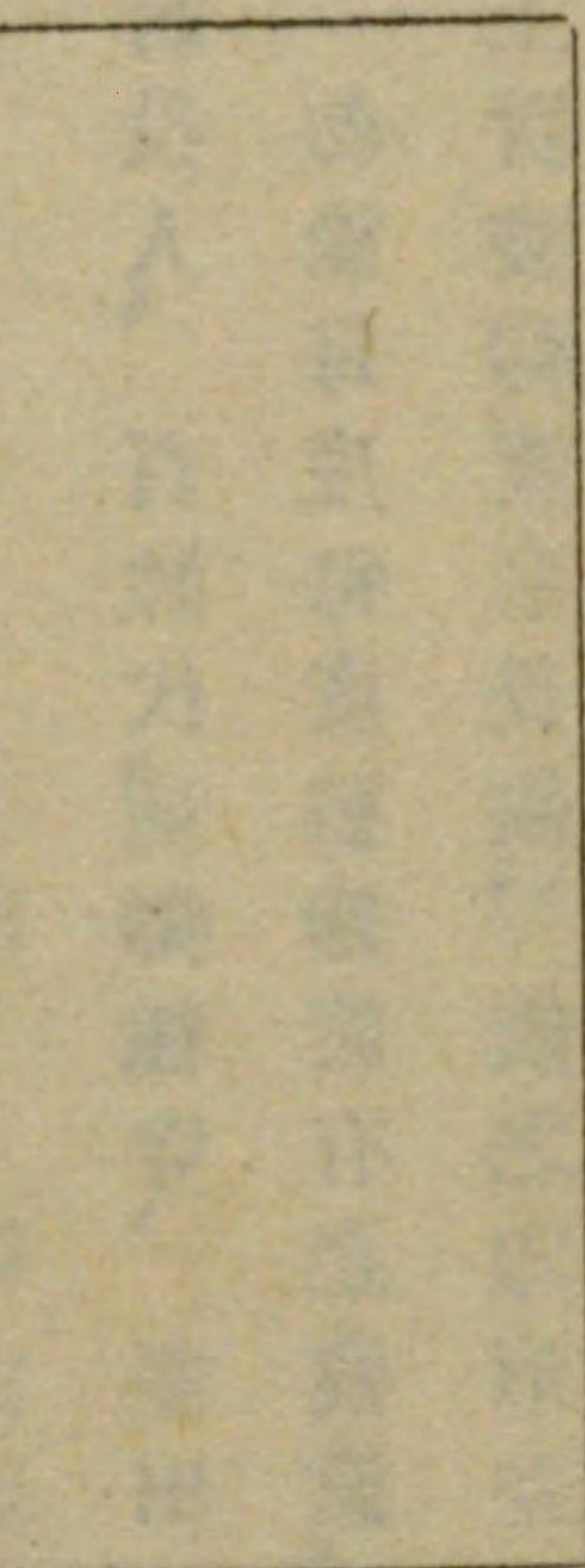
徳左衛門

六右衛門

表

安永六年
御林守間御林帳
西四月 羽前國置賜郡
中和田村

裏



千石

一御林一ヶ所、

此反別三町六段三畝歩、

此木數三百七十七本、

内五拾本、御改出、

此譯、

松木七拾三本、

但長四間
目通り貳尺より三尺二寸廻迄

同木百八本、

但長一間半より三間半迄
目通り九寸より三尺廻迄

同 百九拾六本、

但長一間より貳間迄
目通り七寸より一尺一寸廻迄

内五拾本、御改出、

外に松栗苗木百拾四本、

内貳拾四本、御改出、

中和田村

麓平地、

一御林一ヶ所、

此反別七町貳反貳拾步、

此木數千六百四十九本、

内六十二本、御改出、

此譯、

松木二百七十五本、

但長二間半より三間半迄

同木七百本、

但長一間半より貳間半迄

同木三百三拾六本、

但長一間半より貳間迄

内二拾五本、御改出、

同木三百三拾八本、

但長一間より一間半迄

内三拾七本、御改出、

外松小苗木三拾本、御改出、

右者當村御林此度御改に付藥被仰付、村役人、百姓代、御林守、罷出銘々御改被成候處、木數寸間書面之通相違無御座候、勿論每度每度被仰渡有之候通、木薄の場所へは無油斷苗木植付成木次第御留可申上旨被仰渡奉畏候、依之印形差上申候以上、

同 村

安永六年酉四月

中和田村

名主 平右衛門印

同 斷 伊右衛門印

組長 久 内印

同 斷 又右衛門印

百姓代 德左衛門印

御林守 伊兵衛印

同 斷 清右衛門印

前書之通相違無之候條、以來御普請御拂木等に相成伐渡候節は、其時々根伐書付取置此帳面之内相除き可申者也、

藤本甚助

代役

御役所圍

安永六年酉九月

覺

御手當

一御林松木四百八十本、但長貳間より貳間半迄
目通り一尺三寸廻り
龜朶百五束、

是は用水堤切所一ヶ所、用水堰ハ切一ヶ所、御普請爲御手當表面之通、字麓平地
御林木之内を以て被下置候、

右者、其村去亥正月之大雨にて、稻子川本宮川洪水致し、用水堤押切並に用水瀬違
之場所ハ切御普請願出候に付、見分目論見相伺候處、爲御手當書面之通被下置候間、
御普通丈夫に可相仕立候以上、

野村彦右衛門

長瀨

御役所

安永九年子四月

表

羽州置賜郡	奉行 中村喜惣右衛門 大和田庄右衛門
廿七之内	帳付 瀬左衛門 久傳三郎
中和田村朱春御檢地野帳	
讀合濟	
竿打	清善彌 助吉七郎
四月十二日	

中略

千石平、

山七町貳反廿步、

貳百三十間
九拾四間

中略

寺山、とりかかわ山、市ノ澤山、かちやう山、松山、
五ヶ所、是は高山嶮故不及檢地、

(以下略)

舊米澤藩主上杉家所藏
御記録之内拔書謄寫

元祿四年、中幕府より檢地御發行に際し、上杉家に達に相成候達に對し、上杉家より伺及伺に對する御返答書扣の寫、

覺

一、今度羽州米澤領村々檢地候に付、檢地總奉行並下役人、竿付、等迄堅誓詞可仕、田島位付正路に繩目迄無延縮様に隨分入念、且又百姓の費無之、作毛不踏荒様に可申付事、

一、檢地案内之者、其村之名主、年寄百姓、又は小百姓、の内にて吟味之上五七人も申付、少の所にて引落間敷候、並繩手之者召仕等迄も若非議有之候はゞ、早速奉行へ可訴之旨按内之者、誓詞前書に可爲差入事、

中略

一、寺社領入組之村檢地之儀、地境不明所は寺社領一切竿入候はで不叶所檢地に而致吟味、寺領之分出歩有之候共、其通にして可差置事、

一、野手、山手、の場並山林有之處致檢地、水帳の末に委細可記之、雖然或大山嶮岨場度山にて境目分明之所は、不可及檢地、若地境一圓難知處、檢地入可然所は各別之事、奉伺覺、

野山林之義水帳の奥書に仕、尤外に山帳と申す仕立申間敷候哉之事、御返答、

山帳は別に不及仕立、水帳の末に斷書可仕事、附野手、山手、の場所町步此度打出有之歟、又は野山錢等増申付可然所は、地所相考御代官に相談の上、増年貢可申付事、

一、百姓林之義は、年貢申付可然義に候はゞ、雖爲少分所輕き年貢可申付事、奉伺覺、

此林別而山帳仕立可差上候哉、尤も輕き年貢可申付との義、何様に可仕候哉之事、御返答、

山手を出し、別帳に仕立に不及、

(後略)

證明書

別紙覺書は、元祿四年、中羽州米澤領檢地入候節、徳川幕府へ相伺候而各項に對し指揮相成候ものに相違無之、此段證明候也、

上杉家編修員

明治卅年七月

伊佐早謙團

羽州米澤領中和田子御成箇割付之事

中略

一永六百八拾八文、山錢

中略

右之通、子御成箇相究候村中大小百姓、立合小割引方相違無之様に致割符、極月十五日、を限急度可致皆濟者也、

元祿九年子十一月

窪田長五郎印

名主

惣百姓中

右之通に御座候也、

右申請人

和田村長 高橋清助印

拂下請願
遂に農商
務大臣の
容る、處
とならず

踰えて明治卅五年六月廿八日、更に前申請の旨趣を敷衍し且つ請願の理由を明確ならしめんが爲に、追申書を提出する處ありしも、遂に農商務大臣の容る、處とならず、明治卅七年一月廿日、本願の却下を見るに至れり。之に於て本村助役鈴木嘉藏は當局の措置を不當なりとし、同年三月十九日、渡部九郎右衛門、同徳之助、を訴訟代理人

遂に行政
訴訟を提
起す

となし之を行政裁判所に訴願するに至れり。而して該訴願の旨趣は、往古林制創設の際山林の濫伐を防止せんが爲留山制度を定め、爾後幕府直領の際に至るも上杉家の遺法に遵ひ、關係民進んで此制度を慕ひ特定したる地區にして、畢竟山林政策より胚胎したる名稱なるにか、はらず、之を官有地となすは誤認も亦甚しきを詳述し、此不當なる處分は速かに之を取消し、権利の所在を尋究して速かに之を下戻されたと云ふにありき。同裁判所は爾後數年に亘り、慎重なる審理を遂げ、同四十二年五月、遂に農商務大臣の處置の不當なるを宣告し、本村の勝訴に歸するに至れり、裁判宣告書左の如し。

明治卅七年第二九六號

裁判宣告書

原告

山形縣東置賜郡和田村

大字元和田元中和田代表者

和田村長 白石市五郎

訴訟代理人

渡部徳之助

裁判の宣
告

渡部九郎右衛門

被告

農商務大臣

男爵 大浦兼武

訴訟代理人

辨護士 元田肇

右當事者間に於ける國有林下戻申請に對する不當處分取消の訴、審理判決すること左の如し、

主文

被告は、羽前國東置賜郡和田村大字元和田中和田四拾番字千石地籍第壹番國有林六拾貳町四反八畝貳歩、の土地及立木を原告に下戻すべし、
但訴訟入費は、被告の負担とす、

事實

原告陳述の要旨は、往古（萬治二年）造林制度創設の際、遠隔の山林は野火に罹り荒蕪或は赭土に變じ、近接の森林は彼我の所有を問はず濫伐の弊風に陥り、漸次日用薪、炭、家作用材、其他元中和田村民の公共事業に關する橋梁、堤防、其他堂宇

事實
原告陳述
の要旨

築造用材欠乏を極め供給に苦み、山手付の村民各村相謀て舊藩上杉家領土の際、造林保護の願入藩制之を採つて、山手沿へる各村に萬治二年、中山守人を命じ、該山守巡回區域の大小によつて所持高の二分五厘以上、總持高に對する足前役免除に相成、村民に於ては個人造林、一村造林、數ヶ村造林、の三種に分ち個人造林は一己の利益の爲にし、一村造林は一村の爲めにし、數ヶ村造林は數ヶ村の利益の爲に爲したる造林の方法にして、自由禁伐の制を立て、有事の際は經伺の上伐林することなし、故に彼の特別保護林を御留林御留山と名稱し、此山永を下草刈永と別名して相當永錢を該山林の収益者に於て納濟し、各個此制度の下にあつて天然生の樹木、或は地質相當の樹木を植付養成致し、舊來の惡弊を除却し、大に造林の途に着きたり、然るに寛文三年中、元屋代郷（元中和田外三十ヶ村の村々）幕府の御領分と爲り、上杉家の林制廢止となり、山守人の命令解かれたるも、各個適宜の意旨を以て先例により自ら保護を加へ、樹木の繁殖を企圖し來りたる處、元祿四年、御檢地御發行に相成りたる際、元中和田村に於て萬治二年中御留山となしたる山林へ、領主の保護の關係を解き元地主へ返下されたり、然るに舊慣例は永續財産の良法なる悟り、中和田村總百姓持林字千石山の内七町二反二十歩、を御留山となし、尙又元祿五年、中同山の内三町六反三畝歩、を御留山と爲し尋常山林と同一なる山永賦課法により一町歩、に

對する永五文、の割合を以て相當山永錢五拾四文一分八厘三毛、中和田村惣百姓之を負擔し、爾後村民は、該千石山林に付て適宜の山法を設け、副産物の収益は一つに村民の手中に屬し、將來天然生の樹木養護、及び地質相應の樹木植付、其他濫伐防衛等の山守人給料等、總て村民の費用と爲し、舊慣例によつて自由禁伐の林制に基き、村民が公益事業に關する必要な場合は、形式的の伺を経て千石山の樹木を伐材用材となし、或は賣代金は村吏之を監督し、村民に戸割、高割、を以て應分に配當し來れる處、改租の際該山林は官有に編入せられたるにより、其下戻申請を爲したるに、被告は、不當にも之を却下したるにより本訴に及べりと云ふに在りて、立證として甲第一號證、乃至甲第廿號證、新甲第一號證、乃至三號證、の一二三を提出せり、

被告答辨の要旨

被告答辨の要旨は、原告提出の證據は廿號證餘の多きに達するも、之を類別すれば納税の證、収益分配の證、檢地水帳、に記載ありとの證、係争山の樹木は川除普請等、不得已必要に吟味申受の許可ありとの證に過ぎず、然るに甲第六號證、甲第十三號證、甲第十四號證、の水帳に據れば字千石なる山に對しては、下草刈に付永錢を納めたるの明文あり、從て甲第一號證、甲第二號證、甲第十二號證、甲第十五號證、等の永錢は皆此下草蒔料なることを判明し、所有權に伴ふ納租にあらず、御山

拂代金勘定帳、とありて収益の證とは認められず、檢地水帳には、民有地のみ記載あるに非らざることは、其全体を見て明瞭なり、殊に字千石山に就ては、毛上蒔取、(下草のみ)料として永錢を出したる明記あれば、民有に反對の記載あるものなり、川除普請の如きは官山の樹木の伐採を、特に許可する慣行往々有之事なれば、以て民有の證とするに足らず、況んや其文中特に之を許可したる記載あるをや、要するに原告に於て、係争山林を所有したりと認むべき確證なきものなるを以て、其請求は排斥せられたしと云ふに在り、

理由

案するに甲第六號證、及第七號證、(元祿五年、成立の御檢地御水帳)には「御留山下草刈永付松栗雜木立一、千石山三町六反三畝步此永十八文一分五厘、小松山雜木立一、同所麓平、七町二反廿步、此永三十六文三厘三毛、合計拾町八反三畝廿步、永五十四文一分八厘三毛、但一町步、に付永五文宛二ヶ所、」とあり又甲第十號證、(安永九年、成立の)御檢地野帳、には「千石平山七町二反廿步、貳百三拾間、九拾四間、御留林」九拾四間、とあり、又甲第拾一號證、(元祿九年、成立の岩瀬小左衛門覺書)には「舊米澤藩主家所藏御記録の内拔書、」として「元祿四年中、幕府より檢地御發行に際し上杉家へ達しに相成候、(中略)野手、山手、の場並に山林有之所致檢地水帳、の末に委細可記

判決の理由

之、云々とあり又甲第十三號證、及第十四號證、(元祿壬申、成立の檢地水帳、)には「一御留山拾町八反三畝廿步、此下蒔永五拾四文一分八厘三毛、二ヶ所」とあり以上各檢地帳、に記載しある「山反別十町八反三畝廿步、」地が係争地に該當する事實は、被告に於て敢て之を争はざるところなるを以て、本件の主たる争点は檢地帳、に「御留山、下草蒔永付、又は御留林、」云々と記載しあるものを民有と見るべきや否や、にあり抑も御留山なるものは、普通官山の名稱なるが如きも、各藩に依りて其種類を異にし、植林の保護獎勵、若く狩獵、其他水源涵養等の必要より濫伐防止の目的を以て、民有林を之に包含せしめたる慣行も尠きにあらず、殊に新甲第三號證の三、(元祿十年、成立の村々御留山、御林、同前に相守可申證文の事、)には各村の山林を列記せる中に、「千石山千石麓平山一、松雜木林拾町八反三畝廿步、二ヶ所、中和田村、」とありて「右は羽前米澤御領村々御留山之儀、此度御林同前に被仰付奉畏候、(中略)右御留山、只今迄も御林、同前に相守候様に被仰付候得共、彌以念を入、山守は不及申上、名主、組頭、心を付折々見廻松木、漆木、は不及申其外雜木、の苗木、枝木、成共濫伐採申候者御座候半ば、縦令親子、兄弟、に御座候共無隱品々可申上候、若疎略に仕候山守御座候は、早々可申上被仰付、且又、村々井堰川除橋御普請等御入用、又は百姓家作材木申請度節は以書付奉願上、御吟味の

上御江戸被仰御下知爲御伐被遊候筈に候間、其通奉相心得旨畏入候、」云々とある記事に徴するも、元來民有の御留山を御林と同様に保護を受け、之れに依り村民の自由濫伐を防止し、造林を成就する目的を以て、禁伐林に編入せられたる事實を推斷するに難からず、若夫れ被告主張の如く従前より御留山、御留林、が全く官林なりとすれば本證、の「御林同前に被仰付、又は御林同前に相守候様に被仰付、」云々とある記載が殆ど何等の文意をなさざるものなるべし、要するに本件の如く有地租、即一般民有地、を登録すべき多數の檢地帳、に山反別を掲げ永納地として記載しある事實に依るも、係争地は古來檢地丈量を受けたる林民の山林にして、其造林の保護上單に御留山、若くは御留林、の名稱を請けたるものに過ぎずと認定す、此他原被双方に於て種々陳辯する處あるも、裁判上必要なきを以て一々説明を加へず、依て原告の請求を理由あるものと認め、主文の如く判決す、

明治四十二年五月十一日、行政裁判所第一部長官法學博士 山 脇 玄

- 行政裁判所評定官 木下友三郎
- 行政裁判所評定官 戸田恒太郎
- 行政裁判所評定官 田中國三郎

行政裁判所評定官

松本 郁明

行政裁判所書記

立川 正敏

明治四十二年五月十四日行政裁判所第一部に於て原本に依り謄寫す、

行政裁判所書記

立川 正敏

遂に本村に復歸す

本山林の民有復歸、を企圖せしより訴願勝訴の判決、を得るに至る迄、實に拾年に垂んとするの日月を閲過したり。村當局關係區民の熱誠なる意圖に依りしは勿論なるも、渡部九郎右衛門、同徳之助等の先線に立ちて、史實に依れる確證と、明敏周到なる努力と、によるに非らずむば安ぞ此の如きを得んや、吾人は此の不撓の事歴を查記して、轉た感慨に堪へざるなり。

第九章 本村の自治

江戸時代の自治

現今の自治

徳川幕府時代に於ける町村自治は、今日に比し長短各其軌を異にし、一律を以て批判すべからざるものあり。今日の自治は古へに比し、整然として形容相整ひ、其組織を密にし、理義を一貫して細察なきの觀あり。然れども動もすれば理に傾きて、隣保の情誼を輕視するの虞なき能はず。其治むる區域は往昔に比し、廣大なるが爲め、上下

現今自治の短所

現今自治の長所

往昔自治の長所美点

の情意、相透徹せざるの嫌ある也。法律命令の雨下するが爲め、時に地方の事情に適せざるの施設をも餘儀なからしむるの嫌ある也。往昔の自治は地方的なるに比し、今日の自治は全国的に開放せられたるの傾向ある也。故に東北の農村も、九州四國の僻陲も、時に同一の治下に居らざるべからざるの觀ある也。之れ蓋し、今日は社會の組織も複雑となり、單一なる制度の下には律すべからざるに至りしが爲めなるべし。現制も亦長所なきに非らず。統一せる治下に四民を統括して、各其所長を伸べしむるには極めて有功也。各人の權利を認め、自由なる經營に任せしむるには、現制度に非らずんば能はざる也。大區域の住民を統括し、之れを一團として其秩序を保ち、之れに自治的訓練を興へて、國家の一員として生活せしむるには有功なる制度也。現制度は、畢竟統一せる法律によりて之れを統括するが故に、津々浦々に至る迄劃一せる發達を見るの利便ある也。斯の如く自治の區域擴大するに従ひ、動もすれば外形の末に捕はれて内容を閑却するの嫌なきに非らず。治者被治者の兩者は、茲に法規上の關係を維持して法の命する處を執行して、其治績も劃一を期するの傾向なきに非らず。往昔は其規約僅かに法三章に止まりしも、其關係獨り治者被治者に止まらず、庶民の間互に其情誼を存して、互助の精神頗る見るべきものありし也。故に一村は一家の如く緩急相救ひ、喜憂勞苦を共にするの美風事毎に發露し、其團結の強固なる矢石も之れを冒

すこと能はざるの概ありし也。就中五人組と稱するは、徳川時代に於て發達したる制度にして、五戸の團結は眞に一家族の觀あり、五保の苦樂は互に之れを分ちて、名譽は之れを共にし、憂苦は之れを分ち、同情の熾烈なる今日より之れを推想すること能はざるの感あり。此の組合の中偶遊蕩する者ありて、其家庭を破るの虞あるか、或は一家死亡し孤兒幼弱にして産を治むること能はざるものある時は、組合内に於て之れを管理し、遊蕩兒は其行を慎み、孤兒は成長して其家産を治むるの能力を得るに非らざれば、組合内に於て之れが管理の手を緩めざるの習慣ありし也。若し組合内に於て、其土地を賣却せざるべからざるの事情あれば、全組合の同意を得るに非らざれば之れを實行すること能はざるの習慣なりき。斯かる不文の規約を存し、組合員は悉く此の無形の規律に服従せざるべからざりしが故に、其家産を維持する事極めて固く、農家百年の長計も隨て此の間に確立するが故に、農家にして其産を破りて郷閭を棄て、江湖に流遇するが如きは極めて稀なりとす。蓋し我農村の基礎、確實にして數百年を経るも其變化の少かりしは、畢竟斯かる良制度ありしが爲めなるべし。顧みれば現時の社會組織は極めて複雑にして、生存競争も隨て激甚に、生活の脅威は瀕々として來り、從來確實なる美俗も何時しか薄らぎ行くの感なき能はず。夫れ隣保の團結は、世潮の險惡なるに従ひて益々其の必要を生ずるは自明の理なるに係らず、世の變遷に連れて、

生存競争より生ずる弊

本村は未だ世潮の弊を受けず

動もすれば個人主義的傾向を醸成し來りて、往時の純美なる流露を見る事能はざるに至らんとす。然れども本村の如きは土地は僻在して山間に介立し、世潮の浸潤を受くる事少きが故に、此の惡風は比較的輕微にして、村内到る處尙舊態を存し、素朴敦厚仁に近きの風あり。此の美風あるに加へて、近時入會山權利解消の爲め、本村に於て得たる財産少しとせず。今後數年の歲月を経過するに至らば、本村は茲に向上の資源を得て、百年の長計全く確立するのみならず、村民愛村の情念益々昂進して、隣保の和親も更に密接なるに至るべし。吾人は本村固有の美点を益々助長して、險惡なる世潮の襲來を、未然に防ぐの要あるを痛感する者也。

由來自治の本義は、其施設の整否よりも、民心の淳厚素朴なるにあり。此の純美なる精神の上に成れる自治は、必ずや絢爛の美花を開くべきは言を俟たざる處にして、恰も肥沃なる土地に善良なる種子を播くに等しく、如何に善美なる種子も播種の處を得ざれば、所期の目的を達成せざるが如し。故に本村の自治をして美蹟を擧げしめんには、先づ其村人の心を開拓するに在り、即ち自治の播種を爲さんが爲め、適應せる境地を開拓するに在る也。之に於てか、自治と教育とは、極めて密接なる關係を有せるものと云はざるべからず。先づ教育に依りて人心を啓導し、之れを誘發して辿るべき方途と目的とを示して、之れを自覺の境地に誘ふに在る也。自治の播種を爲すに當り

自治の美蹟を擧げんには村人の心を開拓するの要あり
教育的整地

て、教育的整地を行ひて、自治の果を收むるに在る也。民心の指導啓發は、實に自治の第一義に屬し、先づ之の第一義を了するに非らざれば、得て其成績を擧げ民心を基調としたる自治的生活、を望むべからざる也。

蓋し自治の形式は、時代の變移に順應して變更せざるべからず。徳川時代の自治如何に擧れりとも、之れを今日に適用して通すべくもあらず、今日の自治を更に幾十年後に之を用ゐて、通用せざるは自明の理也。然れども之れを百世に通じて、決して變せざるは其自治の精神なり。自治の基礎たるべき民心也。之の民心統御の制度として、自治の形式を生ずるものなるが故に、其形式時に變更すべきも、其基礎たる民心の道徳的内容は變更すべきに非らざる也。吾人は古制を回顧して、自治の圓滿純美なりしを嘆美せるは、其形式の精美に非らずして、之れが内容の純美なるに在りき。形式は、寧ろ今日の制度を優れりとせざるべからず。若し現今の制度に、更に古人に見るが如き純眞の内容を與ふるを得ば、何ぞ昔時を迴護するの要あらむや。今日尙然り、之れを數百年後に於て更に今日を回想せば、又此の歎なくんばあらざるべし。之に於て吾人は知る、假令其の形体に於て變ずることあるも、其内容たる庶民の遵守すべき道徳的内容は、千古不易のものたる事を。而して此の内容は、誠の一字に歸せざるべからざることを。蓋し至誠一貫する時は、茲に各時代に適應せる絢爛の形式美、を開展す

根本的
精神は
不變也

自治は至
誠也

本村分合
の沿革

るに至れば也。徒らに内容に伴はざる整美なる制度を作爲するも、空虚なる内容は、遂に其形式をして落窶の歎を發せしむるに至るべければ也。故に吾人は再び云はんとす、自治は至誠なりと。蓋し教育を以て民心を純化し、之れに至誠の根柢を附與し、自治の開拓に寄與せしめ、假令利害の巷に立つも常に至誠を失はざるの情念を熾烈ならしめ、至誠の境地に開きたる自治の美花は、百世稠落せざる所以を自覺せしむるにあらむことを。自覺なき庶民の求むる自治は、決して悠久なる能はざれば也。

本村は上和田、中和田、北和田、下和田、馬頭、佐澤、の各村より成り明治十七年以前、は現今の各大字は一村として皆名主、戸長を有し、自治の主体たりしが、明治十六年一月、中和田村、北和田村、を合して元和田村、と稱せり。而して明治十七年、以前は各村皆役場、を置きて各村の事務を統轄したりき。明治十七年、元和田村、外三ヶ村、の戸長役場を置く。而して下和田は龜岡村と其役場を共有したりしが、明治二十二年、現今の町村制實施の際は、本村の一大字として合併するに至りぬ。

職制、維新以前は各村に於ては三役と稱し、名主、組頭、百姓代、を置き各領主の監督を受けたり。其關係大様左の如し、

領主——郡奉行——代官
 下役——欠代——名主
 組頭——五人組頭——總百姓——長百姓
 出役——百姓代

明治維新後に至りて、本村は高畑民政署の支配を受け、明治元年、肝煎と改稱して維新前名主の職に當れり、

明治二年九月、より同五年四月、に至る迄名主と復稱し、同四月より戸長、副戸長、百姓代、副長代、組頭、副長、等の職を置き明治十年、里正、用掛、差配人、等の職を置く、十二年、更に戸長、の職名に復せり爾後此の職を持續し、明治二十二年、町村制實施當時を経て現制となれり。

之れより先き行政の便に供せんが爲め、郡内を十區に分ち、各區に區長を置く、本村は即ち當時の第二區に屬せり。

今明治以前に於ける本村を組成せる舊各村の村役を擧ぐれば、

舊上和田村々々役

舊上和田村（現今大字上和田）

(一) 文化年代

元年より三年迄 名主 利三郎（豊後屋敷 遠藤寅之助）
 四年より七年迄 同 權六郎（堂田 渡部權六郎）

八年 同 五郎右衛門（原 渡部貞次）
 九年より十四年迄 同 喜右衛門（原 渡部喜右衛門）

以上上組名主
 元年より八年迄 名主 三右衛門（金谷 猪野徳次郎）
 八年より九年迄 同 富三郎（立田 高橋万次郎）
 十年より十二年迄 同 喜平（中澤 小平喜作）
 十三年より 同 孫惣（淺森 鏡鶴藏）

(二) 文政年代

以上下組名主
 元年より 名主 五郎右衛門（原 渡部貞次）
 二年より 同 次郎右衛門（川原子 鏡治男）
 三年より十二年迄 同 八郎左衛門（久保 二宮義兵衛）
 以上上組名主
 元年より六年迄 名主 名衛門（淺森 鏡久吉）
 七年より九年迄 同 藤助（立田 高橋藤助）
 十年より十二年迄 同 富三郎（立田 高橋万次郎）

以上下組名主

(三) 天保年代

元年
 二年より五年迄
 六年より八年迄
 九年より十四年迄
 以上上組名主
 元年より二年迄
 二年より三年迄
 三年より四年迄
 四年より五年迄
 五年より十四年迄
 以上下組名主
 (四) 弘化年代
 元年より五年迄
 以上上組名主

名主 五郎右衛門(原 渡部 貞次)
 同 八郎左衛門(久保 二宮 義兵衛)
 同 權六郎(堂田 渡部 權太郎)
 同 五郎右衛門(原 渡部 貞次)

名主 富三郎(立田 高橋 万次郎)
 同 十次郎(淺森 鏡 倉之助)
 同 徳右衛門(太田 金子 啓三郎)
 同 藤助(立田 高橋 藤助)
 同 富三郎(立田 高橋 万次郎)

名主 五郎右衛門(原 渡部 貞次)

元年より五年迄

以上下組名主

(五) 嘉永年代

元年より五年迄
 六年
 以上上組名主
 元年より五年迄
 六年より七年迄
 以上下組名主
 (六) 安政年代
 元年より六年迄
 以上上組名主
 元年より二年迄
 二年より三年迄
 三年より四年迄
 四年より六年迄

名主 富三郎(立田 高橋 万次郎)

名主 五郎右衛門(原 渡部 貞次)
 同 權六郎(堂田 渡部 權太郎)

名主 富三郎(立田 高橋 万次郎)
 同 十郎右衛門(淺森 鏡 重五郎)

名主 權六郎(堂田 渡部 權太郎)

名主 藤右衛門(立田 高橋 良七)
 同 次右衛門(天王 平市 郎)
 同 藤助(立田 高橋 藤助)
 同 次右衛門(天王 平市 郎)

以上下組名主

(七) 萬延年代

元年

以上上組名主

元年

以上下組名主

(八) 文久年代

元年より三年迄

以上上組名主

元年より三年迄

以上下組名主

(九) 元治年代

元年

以上上組名主

元年

以上下組名主

名主 権六郎(堂田 渡部 権太郎)

名主 次右衛門(天王 平 市 郎)

名主 権六郎(堂田 渡部 権太郎)

名主 次右衛門(天王 平 市 郎)

名主 権六郎(堂田 渡部 権太郎)

名主 次右衛門(天王 平 市 郎)

(十) 慶應年代

元年より二年迄

二年より三年迄

以上上組名主

慶應二年、幕末屋代郷、三萬石、を上杉氏に賜ふや、上杉氏直ちに本郷を私領並に改革し、従て村役の名稱をも私領同様に改めたるが故、肝煎の稱を用ゐるに至りし也。

名主 権六郎(堂田 渡部 権太郎)

肝煎 善右衛門(豊後 遠藤 鐵次)

肝煎 次右衛門(天王 平 市 郎)

以上下組名主

明治以後

上和田 上組の分

元年より六年迄

二年肝煎、六年は戸長なり

七年より八年迄

九年

十年より上下兩組合併

肝煎 遠藤善右衛門

戸長 鏡 善之丞

同 鏡 次郎右衛門

保正 二宮三郎左衛門

同年五月より里正
 十年末より十一年一月末迄
 十一年一月末より
 十一年八月末より
 十二年
 十三年後
 上和田 下組の分
 明治元年より四年迄
 同 四年より六年迄
 同 六年
 同 七年より八年迄
 同 八年より九年迄
 同 九年より十年迄
 同 十年より上下兩組合併
 大字上和田區長
 明治三十六年

里正 梅津亦藏
 村用掛 二宮三郎左衛門
 同 二宮八郎左衛門
 同 同 人
 戸長 金子六右衛門
 名主 平次右衛門
 名主 佐藤助左衛門
 同 鏡孫惣
 同 金子徳右衛門
 同 高橋藤助
 同 高橋富三郎
 區長 佐藤駒次

中和田村役

同 三十八年より四十年迄
 同 四十年より四十二年迄
 同 四十二年より四十四年迄
 同 四十四年より大正二年迄
 大正二年より同四年迄
 同 四年より六年迄
 同 六年より八年迄
 同 八年より十年迄
 同 十年より十二年迄
 同 十二年より
 中和田
 北組、名主
 慶應元年より明治元年迄
 明治二年十月
 同 五年十月
 同 七年十月

同 渡部權六郎
 同 鏡泰助
 同 佐藤七藏
 同 高橋万次郎
 同 二宮源六
 同 小平喜作
 同 青木勘彌
 同 我妻郡平
 同 二宮義兵衛
 同 小平飯酒味

後藤利右衛門
 皆川九郎右衛門
 渡部作十郎
 後藤彦右衛門
 明治四年迄名主とす
 副戸長と改む
 戸長

同 八年十月 渡部九郎右衛門 副戸長
 同 十年二月 同 人 保正と改む
 同 十年十二月 渡部作十郎 村用掛と改む
 同 十一年十二月 同 人 同断
 同 十二年 後藤角右衛門 同断

南組

明治元年より同二年十一月迄 名主(肝煎)青木祐助
 同 三年より同四年迄 同 平 八郎右衛門
 同 四年七月より五年十二月迄 副戸長 平 文次郎
 同 六年六月より 副戸長 平 又右衛門
 同 同年十二月より 同 平 吉藏
 同 七年十月 戸長 平 八郎右衛門
 同 八年六月 同 白石伊右衛門
 同 九年六月 同 平 吉藏
 同 十年一月より 里正 平 八郎右衛門
 元和田區長

下和田村
村役

明治四十二年三月より四十四年三月迄 區長 白石傳四郎
 同 四十四年三月より大正二年二月迄 同 白石長藏
 大正二年二月より大正四年二月迄 同 安部勘七
 同 四年二月より同六年二月迄 同 渡部貞太郎
 同 六年二月より同八年三月迄 同 白石市五郎
 同 八年三月より同十年二月迄 同 安部茂三郎
 同 十年二月より同十二年二月迄 同 後藤保之助
 同 十二年二月より 同 平友吉

下和田

慶應三年 肝煎 横山八郎左衛門
 明治二年より 名主 菊地儀三郎
 同 五年 假名主 鈴木七郎次
 同 八年 里正 鈴木仁右衛門
 同 十一年 同 高橋與次右衛門
 同 十四年より十六年迄 戸長 二宮九郎右衛門
 同 四十一年より 區長 横山八郎左衛門

明治四十三年より

同 四十五年より

大正四年より

同 六年より

同 八年より

同 十年より

同 十一年二月より

佐澤

明治元年より二年に至る

區長 鈴木宮重

同 皆川直藏

同 菊地宮松

同 鈴木銀之助

同 高橋大八

同 白石丑藏

同 二宮一盈

名主 本田平十郎

用係 青野利左衛門

百姓代 渡部忠右衛門

同 山田彌五左衛門

同 青野助五郎

同 沼澤藤右衛門

同 青野助五郎

同 尾形清三郎

明治六年

戶長 古山嘉右衛門

戶長等 鈴木久八

明治七、八年

里正 鈴木久八

保正 渡部嘉三郎

明治九、十、十一年

惣代人 古山又左衛門

明治十二年より十四年に至る

戶長 皆川藤彌

村用係 古山豊次

同 渡部嘉三郎

同 青野文吉

同 我妻又右衛門

同 猪野三左衛門

明治十二年以降馬頭佐澤を合して一役場を設置したり、

明治十五年

戶長 渡部嘉三郎

村用係 遠藤孝助

同 沼澤藤右衛門

同 我妻又右衛門

明治十六年

佐澤區長

明治四十五年二月より大正二年二月迄

大正二年二月より同四年二月迄

大正四年二月より同六年二月迄

同 六年二月より八年三月迄

同 八年三月より同十年二月迄

同 十年二月より同十二年二月迄

同 十二年二月より

馬頭

元祿年間

地先案内を爲す

村用係 猪野三左衛門

戸長 猪野三左衛門

村用係 遠藤孝助

同 沼澤藤右衛門

同 我妻又右衛門

區長 遠藤要吉

區長 青野德彌

區長 古山嘉吉

區長 沼澤榮次

區長 渡部六太郎

區長 渡部幸之助

區長 渡部徳太郎

名主 我妻清右衛門

組頭 我妻又右衛門

名主 我妻又右衛門

元祿七年より
是より以降明治に至る迄、多く我妻又右衛門名主の職に在りしも、其内偶々他家を以て之の職に任じたるもあり、其の家名を擧ぐれば左の如し、

青野重兵衛

猪野長右衛門

遠藤久左衛門

猪野孫右衛門

我妻安兵衛

星五郎兵衛

星藤左衛門

遠藤久右衛門

我妻惣右衛門

猪野三左衛門

我妻又右衛門

星五郎兵衛

猪野長右衛門

明治元、二年

明治三、四、五年

百姓代 猪野三左衛門

明治六年

同 我妻長作

明治七年

戸長 我妻又右衛門

明治八、九年

戸長 我妻安兵衛

明治十、十一年

保正 遠藤久右衛門

明治十二年以降馬頭佐澤合村に付、大字佐澤の部に詳記しあるに由り之れを略す。

保正 猪野長右衛門

保正 我妻又右衛門

但し佐澤皆川藤彌、戸長の時馬頭、猪野孫右衛門、は村用係なりしといふ。

馬頭區長

明治四十二年四月より同四十四年三月迄

區長 渡部徳重

同 四十四年三月より大正二年二月迄

同 渡部徳重

大正二年二月より同四年二月迄

同 猪野徳三郎

大正四年二月より同六年二月迄

同 猪野徳三郎

大正六年二月より同八年三月迄

同 青野忠作

大正八年三月より同十年二月迄

同 青野忠作

大正十年二月より同十二年二月迄

同 青野忠作

大正十二年二月より

同 猪野徳三郎

本村五大字は、各一村を爲して特異なる治蹟を擧げたり。明治十七年七月、元和田村外三ヶ村戸長役場を置きて、元和田、上和田、馬頭、佐澤は、同一戸長の治下に屬せり。

但し中和田村、北和田村、は明治十六年一月、併合して元和田村と稱す。

明治二十二年、市町村制發布と共に同年七月、上、元、下、の三和田、及び馬頭、佐澤、を合して和田村と爲せり。

聯合村時代

町村制發布以前は、元和田外三ヶ村は、聯合村會を開き百事を處理す。然れども元來聯合會は、謂はゞ他人の集合に等しきものにして、自村の事を決定すると同時に、他村の事にも干與せざるべからず。故に其結果は法律命令を以て定められたる範圍の事を爲すに止まり、其他の事業の如きは、自然之れを等閑視するの傾向なき能はず。畢竟自家の損害を招かざるの方法を講ずるは、人情の自然といふべければ也。假令經營宜しきを得て、相當なる成果を收むべき施設も、何時迄之れを維持し得るやは常に祖來する疑問にして、世俗の所謂『合せ物は離れ物』の諺は、誰にても考へざるべからざる第一の憂悞なりとす。かく離合の確保せられざる共同經營は、之れを最少限度

に止むる、實に止むを得ざるの事情と云はざるべからず。故に聯合村時代は、其發達遅々として、何等積極的方面に向て、各村の福利を増進するに足るべきの施設あるを見ざる也。是れを同一治下に共存し、同榮し、恰も一家の如き利害の共通せる今日の自治團體に比較すれば、其差豈霄壤のみならむや。

明治十七年、元和田村、外三ヶ村時代、の戸長左の如し、

明治十七年七月より

- 同 十九年 梅津亦藏
- 同 十九年 武田作右衛門
- 同 十九年 上野源之助
- 同 二十年 龜岡村兼
- 同 二十一年 遠山淑徳
- 同 二十一年 高橋元次
- 同 二十二年 渡部嘉三郎
- 同 二十二年 皆川藤彌

斯の如くにして遂に明治二十二年に至りぬ。市町村制は實施せられ、憲法は發布せられ、我が國民の位置は俄かに向上したり。村會議員は、皆自村の繁榮に干與するの議員となりぬ。村長は、自村の利害を案して、自村の隆昌に専心なれば足るの村長となりぬ。聯合村時代の如く、他村の利害をも案劃するの責任は解除せられたるも、却て

町村制後の吏員

自村の繁榮を策すべき大責任を負担するに至りし也。町村制實施以後の村長、助役、収入役、及村會議員、の氏名を列記すれば左の如し、

村長、助役、収入役、就任表

就任年月日	村長氏名	就任年月日	助役氏名	就任年月日	収入役氏名
明治廿二年六月	鏡次郎右衛門	明治廿二年六月	渡部庄兵衛	明治廿二年六月	安部喜壽
同 廿五年六月十五日	安部喜壽	同 廿四年七月十四日	渡部嘉三郎	同 廿三年六月	皆川藤彌
同 廿七年六月	有給 佐藤雄太	同 廿六年十月三日	白石市五郎	同 廿七年四月	二宮九郎右衛門
同 廿九年五月廿六日	有給 棚橋方英	同 廿八年五月廿七日	高橋清助	同 廿八年四月廿七日	近野元七
同 卅一年二月一日	有給 大湊規明	同 卅年十一月一日	皆川藤吉	同 廿九年九月十八日	佐藤徳三郎
同 卅二年二月一日	有給 井關銑次郎	同 卅三年八月十日	有給 二宮義孝	同 卅一年四月一日	平泰壽
同 卅二年九月十三日	有給 高橋遊龜	同 卅五年一月十六日	名譽 鈴木嘉藏	同 卅二年四月一日	渡部喜傳次
同 卅三年六月五日	名譽 高橋清助	同 卅七年五月卅一日	名譽 後藤吉藏	同 卅二年九月一日	佐藤徳三郎
同 卅五年十一月十七日	安部喜壽	同 卅七年八月廿三日	有給 二宮義孝	同 卅八年三月廿一日	渡部京太
同 卅七年四月十九日	鈴木嘉藏	同 卅一年八月四日	名譽 白石長藏	同 卅二年三月廿一日	菊地宮松
同 卅九年四月十八日	白石市五郎	同 卅一年八月廿八日	有給 二宮義孝	同 卅三年十月七日	佐藤徳三郎
同 四十年十月八日	近野元七	大正五年八月廿八日	有給 二宮義孝	大正六年十月廿二日	鈴木味之助

村會議員

明治四十一年六月十六日
同四十四年十一月七日
大正四年二月十六日
大正四年十二月十六日
大正八年十二月廿五日

村會議員表

當選年月日

一

級

當選年月日

二

級

白石市五郎

大正九年七月七日

鏡善吉

大正九年十月廿五日

安部勘七

高橋万次郎

高橋万次郎

名譽 渡部京太

大正九年十二月七日

鈴木味之助

皆川藤一郎

明治廿二年六月一日

白石市五郎

明治廿二年六月一日

鏡次郎右衛門

同

渡部嘉三郎

同

二宮八郎右衛門

同

沼澤藤右衛門

同

白石佐助

同

平八郎右衛門

同

清野利左衛門

同

鈴木運次

同

高橋清助

同

皆川藤吉

同

渡部庄兵衛

明治廿五年五月卅一日

遠藤七郎右衛門

明治廿五年五月卅一日

清野利左衛門

同

鈴木運次

同

高橋清助

同

渡部德重

同

渡部九郎右衛門

明治廿八年六月二日

鈴木嘉藏

同

後藤吉藏

同

渡部作十郎

明治廿六年十二月廿一日

鈴木重太

同

皆川藤吉

同

猪野幸吉

同

高橋清助

明治廿八年六月一日

鏡次郎右衛門

同

鈴木重太

同

安部喜壽

同

後藤吉藏

同

古山豊次

明治卅一年六月一日

高橋清助

明治卅一年五月卅一日

白石長藏

同

高橋藤助

同

遠藤七郎右衛門

同

青野長之助

同

後藤吉藏

明治卅四年六月一日

安部勘七

明治卅四年五月卅一日

鏡善吉

同

皆川孝太郎

同

白石市五郎

同

渡部嘉三郎

同

近野元七

明治卅七年六月一日

遠藤七郎右衛門

明治卅七年五月卅一日

平友吉

同

後藤康太郎

同

金子泰次

同

高橋藤助

同

鈴木銀之助

明治四十年六月一日

安部勘七

明治四十年五月卅一日

後藤吉藏

明治四十年六月一日	菊地友次	明治四十年五月卅一日	鏡善吉
同	青野惣五郎	同	近野元七
明治四十三年六月一日	二宮長之助	明治四十三年五月卅一日	白石長藏
同	後藤康太郎	同	小平飯酒味
同	高橋万次郎	同	渡部京太
大正二年六月一日	白石市五郎	大正二年五月卅一日	青野徳彌
同	我妻名兵衛	同	佐藤駒次
同	鈴木宮重	同	渡部徳之助
大正六年六月一日	二宮義兵衛	大正六年五月卅一日	二宮長之助
同	金子泰次	同	白石傳四郎
同	鏡善吉	同	清野平五郎
同	渡部貞太郎	同	安部勘七
同	金子利兵衛	同	渡部京太
同	渡部六太郎	同	古山嘉吉
大正十年六月一日	高橋貞一	同	高橋貞一
同	我妻郡平	大正十年五月卅一日	二宮善兵衛

級別撤廢

常設委員

大正十年六月、町村制改正の結果は遂に一級二級の級別を撤廢して、町村民は全數を以て定數の議員を選擧の制度となりぬ。
 常設委員制度、明治二十二年、町村制施行當時制第六十五條、に依りて常設委員を設置したり、當時の常設委員に關する村條例左の如し。
 條例第三號

委員條例

- 第一條、本村ニハ左ノ常設委員ヲ置ク、
- 一、土木委員、
 - 一、衛生委員、
 - 一、學務委員、
 - 一、勸業委員、

同	佐藤駒次	同	安部茂三郎
同	平貞次	同	平友吉
同	安部勘七	同	添川久太郎
同	青野徳彌	同	渡部徳太郎
同	同	同	二宮長之助

明治四十二年三月

同 同

鈴木宮重
我妻又吉
青野徳彌

役場廳舎、明治十七年元和田村外三ヶ村戸長役場の際は、元和田字中和田馬場平敷宅中間茶之間を借り受けたりしが、明治廿二年市町村制實施の結果、下和田村を加へ新たに和田村を創設するに至りしが故、事務も多きを加へ、從て廳舎も廣きを要したるを以て、同家一之間二之間三之間四之間鎗之間の五間を借り受け同廳舎を擴張したり。然るに明治廿四年二月九日、(舊廿四年正月元日) 同家火を失し遂に全焼するに至りしを以て、役場を同字千九百拾五番地平卯三郎宅に移轉し、同年七月同字堂前千七百五拾七番地平又右衛門宅を借り受け移轉したり。

是より先き元和田小學校は和田小學校設立の結果廢校となりしが故、明治卅七年四月一日同小學校跡に役場を移轉し舊校舎を使用したり。

明治四十四年役場の新築を爲す、蓋し從來充用したる舊元和田小學校々舎は、明治十年の新築にして柱梁腐朽して大破の箇所尠からざると、一は該建物は學校を目的として建造せられたるが故、役場として極めて不便なるを以て、該敷地を元和田馬頭の兩區より買上げ、同所に役場を新築するに至れり、其建築費左の如し。

- 一、敷地代 一六九^四五〇〇
- 二、役場建築費 二、六六六、三五〇
- 三、鑿井費 二六、〇〇〇
- 四、委員費 一一三、二〇〇
- 五、雜費 四二三、二九二
- 計 三、三九八、三四二

(以上決算に由る)

之の如く役場を其廳舎所在地に建設せるを以て、同年六月一時元和田千二百三十五番地平庄太土藏を借り受け移轉したりしが、明治四十四年十一月十九日新築落成し、同日竣工式を挙げ直に之れに移り以て今日に至れり、同役場の位置は元和田千貳百四拾六番地なり。

第十章 農 會

農會、本村農會は明治卅年三月の創設に係り爾來今日に至れり、其目的とする處は農業の改良發達に存し、而して之れが貫徹を期せんが爲め下の事業を遂行す、一、農業

の指導獎勵に關する施設、二、農業に従事する者の福利増進に關する施設、三、農業に關する研究調査、四、農業に關する紛議の調停又は仲裁、五、其他農業の改良發達を圖るに必要な事項等にして、此等の方法も時に時代の趨勢に應じて變移せし處ありと雖、要は農村の振興農業當事者の改善進歩を企圖して今日に至りぬ。

本會は其創始以來本村農業の發達に貢獻せし處決して尠少ならず、而して大正十二年一月會則を變更し本村内を上和田元和田下和田馬頭佐澤の五區に分ち、每區六人乃至貳人の總代を選出して農會一切の事業に干與せしめ、區内會員を代表して農家に緊密なる關係を保ち、本會をして極めて實際的機關たらしめたり。今設立以來の役員を舉示せば左の如し、

村農會々長及副會長

- | | | |
|--------------|----|-------|
| 明治卅年三月四日就職 | 會長 | 棚橋方英 |
| 同 卅一年二月 退職 | | |
| 同 卅一年五月十五日就職 | 會長 | 渡部德之助 |
| 滿期退職 | | |
| 同 卅四年一月卅一日 | 會長 | 白石市五郎 |
| 滿期退職 | | |

- | | | | | |
|---|-------------|------|-----|-------|
| 右 | 同 | 滿期退職 | 副會長 | 鈴木重太 |
| 同 | 卅八年四月廿九日(退) | | 會長 | 白石市五郎 |
| 同 | | (退) | 副會長 | 鏡善吉 |
| 同 | 卅九年 | 滿期退職 | 會長 | 後藤吉藏 |
| 同 | | | 副會長 | 鈴木嘉藏 |
| 同 | 四十一年四月二日 | 滿期退職 | 會長 | 後藤吉藏 |
| 同 | | | 副會長 | 近野元七 |
| 同 | 四十四年四月三日 | 滿期退職 | 會長 | 後藤吉藏 |
| 同 | | | 副會長 | 青野忠作 |
| 同 | 大正三年三月廿七日 | 退職 | 副會長 | 青野忠作 |
| 同 | 明治四十四年四月三日 | | 會長 | 平貞次 |
| 同 | 大正四年三月十七日 | 退職 | | |
| 同 | 大正四年四月一日 | | 會長 | 平貞次 |
| 同 | 大正六年 | 退職 | | |
| 同 | 大正六年四月十五日 | 滿期退職 | 會長 | 高橋万次郎 |
| 同 | | | 副會長 | 後藤吉藏 |
| 同 | 大正六年四月十五日 | 滿期退職 | 副會長 | 後藤吉藏 |
| 同 | | | 會長 | 高橋万次郎 |
| 同 | 大正九年三月廿九日 | 滿期退職 | 會長 | 高橋万次郎 |

大正九年三月廿九日満期退職
大正十二年四月廿三日就任
大正十二年四月廿三日就任

副會長 後藤吉藏
會長 安部茂三郎
副會長 渡部京太

第十一章 郵便局

郵便局設置の沿革

本村は以前郵便局の設けなかりしかば、上郷村長手局より集配したるも、本村の人口と區域とを以てして、他村より集配を受くるは諸般の不便尠からざりしに由り、本村に一の郵便局を設置せんとするは、擧村の希望する處なりき。由て其筋に稟請し、明治卅七年三月廿五日、和田郵便局、と稱して開局するに至れり。當時は中和田平保助宅、を以て局舎に充て、安部喜壽局長として創始の事務を取扱ひしが、安部喜壽其職を辭するに及び、明治四十年九月七日、添川久太郎之に代り明治四十一年五月、其局舎をも變更して、酒井そめ方と爲し、以て現今に至れり。

事務の増加

當局の事務は、明治卅七年、開局と共に郵便集配、爲替貯金、事務を開始し明治四十四年四月、より年金恩給支拂事務、を開始し大正四年三月、に至り國庫金受拂事務、を開始するに至れり。

電信電話を架設す

然るに本村は土地廣大にして、林産、農産、は頗る隆んなるに加へ、村内には諸種の工業あり、就中醸造業の如きは甚だ隆昌にして其産額は又以て他を凌駕するに足る。此の如く經濟上優越せる地位を占むるに係らず、交通上極めて重要な電信、電話、を有せざるを以て、一朝急を要する際は、遠く、高島米澤に至るに非ざれば其用を便すること能はず、世態の進展此の如きの際に於ては、時に異常の損失あるを免れず。本村の識者は皆之を憂へ、如何にもして之れが架設を實施せんとし、大正十一年五月、村長高橋万次郎、局長添川久太郎、及び村會議員等相計り、或は仙臺に監督局を訪ひ、或は査證を提出する等、具さに委曲を盡せり。時恰も南置賜郡窪田村に同種の計劃ありしを以て之れと聯合したるにより、本村より總額五千圓の寄附を以て同事務の開始を見るに至りぬ、財源は半額は村費とし、半額を有志醸出金と爲せり。蓋し該計劃の發表せらるゝや、村民皆其舉を賛したるを以て實現の時機を促進し、同年十二月廿六日、其事務を開始するに至れり。

第十二章 巡査駐在所

巡査駐在所設置の沿革

本村に於ける巡査駐在所の設置は、己に年所を経たり。明治十九年頃、請願巡査を置

き折石に駐在所を設けたりしが、一時中絶したるも明治廿二年、再び之を置きたり。當時は中和田二瓶藤藏宅、を以て充てたりしが後平保助特に新築せる屋舎を供與し之に借住せり。明治卅四年四月、巡查駐在所受持區域設定せらるゝに及び、本村一圓は本村駐在所の受持たり、之に於て明治四十四年、新に工を起し本村役場東に建築し以て現今に至れり。

部長派出所を置く

廢止

馬頭に駐在所を置く

部長派出所を再置く

明治四十年七月一日、本村に巡查部長派出所を置かれたるに由り、大字元和田字中和田、の内石森千四百七拾壹番地の内二、郡村宅地反別四畝歩の内壹號、横山文之助外壹名所有建物一棟、を充用し下和田巡查部長派出所と稱したり。然れども僅かに五年にして大正元年十二月、に至り縣訓令第三拾五號、を以て之を廢止せられたり。大正五年四月、高島警察分署に配置せられたる巡查定員の變更と共に、本村大字馬頭に巡查駐在所を新設したり。同年十月、治安警察の必要を以て電話を架設し、本村も該設備費の一部を負担し、金四拾五圓を支出したり。

大正六年四月一日、縣訓令第八號、を以て再び本村に巡查部長派出所を置く。由て下和田千八百拾三番地、宅地反別貳百參坪、に建設せる添川久太郎所有を以て充用せり。顧みれば、以前本村は僅かに一駐在所を有するに過ぎざりしが、漸次之れを増加し巡查部長の駐在所をも設置するに至れり。蓋し世態の進歩は益々複雑を加へ、庶衆の安

寧を期し秩序を維持するの要も亦益々其度を加へ來るは自然の狀勢にして、警察の普及洵に故ありと云はざるべからず、而して近時警察に關する政策は漸次民衆化し來りて、警察は獨り國家治安の機關たるに止まらず、民衆の信賴を荷ひて、之れを指導し協調し治安の要衝を把持するに至りしは、該制度の發達と云はざるべからず。吾人は此の國家的施設を擁護して、之れを善用するの方途を講ずるの要ある也。

第十三章 消防

消防の沿革

龍吐水

本村消防は、明治維新後防災の必要上互助的に設けたりしが、明治十二三年頃より其組織を完全にし、之れを防火組と稱したり。當時の防火組別は、北和田を一組とし、中和田南北を各一組とし、之にいろはの名稱を附したり。消防手は、其任期を一ケ年とし、之に要する經費は村負担とし、役員は當時の戸長之を任命したり。明治十七年、に至る迄は此組織を繼續し、凡て形式的にして僅かに消防組の名稱を存するに過ぎず、消火器械も龍吐水、と稱する簡易なる唧筒なりしが、十七年、各組に雲龍水を設備したり。

當時の消防團體は、元和田、上和田、佐澤、馬頭、の四字に分ち明治廿一年、下和田

「獨逸式
ポンプ」

を加ふ。明治廿三年、に至り現今使用する獨逸式「ポンプ」を備へ、漸次其發達を見るに至りしが、明治廿七年、消防規則の改定あり、上和田を一部とし、元和田南組を二部とし、同北組を三部とし、馬頭佐澤を合して四部とし、下和田を五部とし、以て現今に至れり。

消防機械
の進歩

之の如く年を追ひて消防の施設整備せらるゝと共に、之に使用すべき器械の發達亦長足の進歩を爲せり。往時使用せられたる龍吐水、又は雲龍水、の類は己に其影を沒して又見るべくもあらず。獨逸式の唧筒は益々改善せられ、所轄警察署は、毎年春期部内の消防団体を招集して之れが成績を比較し、擧能退否の考査を爲したるが故に、其施設の上進頗る見るべきものあり。就中器械の如きは、逐年研究せられ或は蒸氣動力に由る蒸氣唧筒或は「ガスリン」の燃焼に由る「ガスリン」唧筒、自働車唧筒、等の發明相次ぎ消防界に至大の進境を促したり。故に有力なる市町村は、皆前述の器械を設備し、不時の災害に備ふるに至れり。

自働車
「ポンプ」
の設備

本村の當事者は、火災の爲め其財産を灰燼に歸するを憂ひ、如何にもして之れを防止し、其災禍を寡少ならしめんとし、斷然意を決して自働車唧筒を購入せんとし、村長高橋万次郎、組頭安部茂三郎、小頭二宮善兵衛、等卒先其議を唱へ村會議員亦之に賛し、大正十二年三月、遂に之れを備ふるに至れり。之れが費額は約六千圓、を要し内

貳千五百圓、は有志の寄附金とし、餘は村費を以て支辨したり。之れ實に本村消防の一大進歩にして、延て災禍を防止し、財産の保護に貢献する處甚大なるべき也。明治廿七年、以後今日に至る消防組頭、及小頭、の氏名を擧ぐれば左の如し。

- | | | | |
|----|-----------|----|-----------|
| 組頭 | 白石市五郎 | 小頭 | 渡部 徳之助 |
| | 皆 川 藤 吉 | | 渡部 徳之助 |
| | 白 石 市 五 郎 | | 渡部 徳之助 |
| | 鏡 善 吉 | | 白 石 傳 彌 |
| | 安 部 茂 三 郎 | | 二 宮 善 兵 衛 |
| | 二 宮 善 兵 衛 | | 清 野 平 一 郎 |

166
322

大正十四年六月二十日 印刷
大正十四年六月廿二日 發行

山形縣東置賜郡和田村役場

印刷者 桑 嶋 一 郎
山形縣東置賜郡高島町大字高島八二四番地

和田村史 卷之一終

